

第4章 応急対策活動

第1節 水防本部体制の充実等

第1 水防本部体制の充実

《基本的な考え方》

災害が発生し、水防本部機構のみでは対応できない事態が生じた場合、災害対策本部機構に基づき、水防本部体制の充実を図り応急対策に万全を期す。

《対策の体系》

| | |
|-----------|---------------------|
| 水防本部体制の充実 | 1 災害報告 2 動員要請の手順 |
|-----------|---------------------|

《応急対策の分担》

| 実施担当 | 実施内容 |
|------------|---|
| 水防部庶務隊 | 1 水防本部会議の開催に関する事 2 職員の応援要請に関する事 3 水防本部報告に関する事 |
| 水防部市民情報隊 | 1 情報収集及び被害状況の把握に関する事 2 水防活動記録に関する事 |
| 水防部水防情報分析隊 | 1 雨量情報・河川の水位情報・気象情報等の収集に関する事 2 被害予測・分析等に関する事 |
| 水防部危機管理室 | 1 緊急部長会等の開催に関する事 |
| (動員物資補給部) | 1 関係部への動員要請及び動員状況の取りまとめに関する事 |

災害対策本部機構の動員物資補給部は、被害状況によって本部長が行う応援指示により、平常業務から上記災害業務体制に移行する。

《対策の展開》

1 災害報告

なるべく定時に、水防本部会議を開催し、警戒活動及び応急対策活動等の状況を報告し、情報の共有化を図る。

なお、本部会議開催場所は、市役所第二庁舎3階会議室とする。

また、必要に応じ緊急部長会等を開催し、職員への情報提供を行う。

2 動員要請の手順

水防要員のみでの対応が困難な場合は、水防部長が本部長に他の部局の応援を要請することとし、本部長は災害対策本部機構に基づき各部に応援を指示する。

なお、本部長に要請するいとまのないときは、水防部長の応援要請をもって本部長の応援指示と見なす。

この場合、速やかに本部長に応援要請内容等を報告するものとする。

(1) 動員要請の手順

水防部庶務隊は、応援要請業務を整理し、災害対策本部機構に基づく動員物資補給部に職員の動員を要請する。

(2) 動員報告

動員物資補給部が災害対策本部機構に基づき各部に動員要請を行うとともに、動員状況を取りまとめ、水防部庶務隊に報告する。

資料：様式 - 2 「動員報告書」

第2 応援等の要請及び受入れ

《基本的な考え方》

被害が発生し、市民の生命又は財産を保護するため又は専門的な技術等が必要と判断された場合は、府等に対し応援・協力を要請するとともに、受入れ体制を整備し応急対策に万全を期す。

《対策の体系》

| | |
|-------------|--|
| 応援等の要請及び受入れ | 1 府への応援要請 2 協定市町への応援要請 3 その他市町村への応援要請 4 防災関係機関等との相互協力 5 広域応援の受入体制 6 自衛隊に対する災害派遣要請 7 災害ボランティアの受入れ |
|-------------|--|

《応急対策の分担》

| 実施担当 | 実施内容 |
|----------|--|
| 本部長（市長） | 1 応援要請の決定に関する事 |
| 水防部危機管理室 | 1 府への応援要請に関する事 2 協定市町への応援要請に関する事 3 その他市町村への応援要請に関する事 4 防災関係機関との相互協力に関する事 5 自衛隊への災害派遣要請に関する事 6 災害支援ボランティアセンターとの連絡に関する事 |
| 各隊（各部） | 1 広域応援及びボランティアの受入れ体制の整備に関する事 |

《対策の展開》

1 府への応援要請

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めるときは、知事に対し原則として文書をもって、応援又は職員派遣の斡旋を求める。ただし、事態が切迫し緊急を要する場合は、無線・電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

要請に際しては、水防部危機管理室が次の事項について明らかにして伝達する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を希望する人員・資材・機械・器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他必要な事項

【連絡先】

| 名 称 | 直 通 電 話 | F A X | 府防災行政無線 |
|-----------|--------------|--------------|-----------------|
| 府総務部危機管理室 | 06-6944-6021 | 06-6944-6654 | 8-200-4875,4886 |

8-は豊中市の発信者番号

2 協定市町への応援要請

(1) 応援協定市町

協定市町に応援を要請するときは、相互応援協定等に基づいて災害対策本部危機管理室が行う。

【豊能地区3市2町による災害時相互応援協定締結市町及び担当部局】

| 市町名 | 所 管 部 課 名 | 電 話 | F A X | 府防災専用電話 |
|-----|-------------|--------------|--------------|--------------------|
| 池田市 | 市長公室 危機管理課 | 072-754-6263 | 072-752-1495 | 8-504-8900 FAX8800 |
| 箕面市 | 総務部 市民安全政策課 | 072-724-6750 | 072-724-6376 | 8-520-3900 FAX3800 |
| 能勢町 | 総務部 住民課 | 072-734-0119 | 072-734-0119 | 8-535-8900 FAX8800 |
| 豊能町 | 総務部 自治人権課 | 072-739-3414 | 072-739-1980 | 8-534-8900 FAX8800 |

8-は豊中市の発信者番号

資料：予防 - 8 災害時相互応援協定（豊能地区市町）

3 その他市町村への応援要請

市長（本部長）は、上記協定市町の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないと認めたときは、その他の市町村長に対し応援を要請する。

その他市町村からの応援に従事する者は災害対策本部危機管理室において調整のうえ、各隊が受入れ、当該部長又は隊長の指揮のもとで活動する。

4 防災関係機関等との相互協力

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めるとき、防災関係機関等に対し、情報の収集、交換など連絡を密にし、迅速かつ適切な災害応急対策活動を実施するため、職員の派遣を要請する。職員の派遣要請は災害対策本部危機管理室が行い、各隊が受入れる。

5 広域応援の受入体制

(1) 広域応援の要請を依頼した担当隊は、要請と同時に応援部隊の受入れ体制を整えるものとする。

(2) 受入れ担当隊は、以下の記録をまとめる。

- ア 要請先、要請時間、要請内容
- イ 回答内容、回答時間
- ウ 応援部隊の到着時間、人員、責任者の氏名、連絡先
- エ 滞在期間
- オ 搬入物資内容、量、返却義務
- カ 応援活動実績記録
- キ 撤収日時

(3) 受入れ担当隊は、派遣された応援部隊に対して、広域活動の地域、期間、内容等の応援活動計画を作成する。

(4) 応援部隊は、食料、飲料水、宿泊等の手配は自らが行うことを原則とする。

(5) 応援部隊が大量の応急活動、復旧活動用の資機材等を搬入し、活動拠点となるオープンスペースが必要な場合は、災害対策本部危機管理室が調整する。

6 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 知事への派遣要請の要求

知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼するときは、「災害派遣要請の要求書」に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって府（総務部危機管理室）に要求するものとし、事後速やかに要求文書を提出する。また、関係機関に対しても通報する。

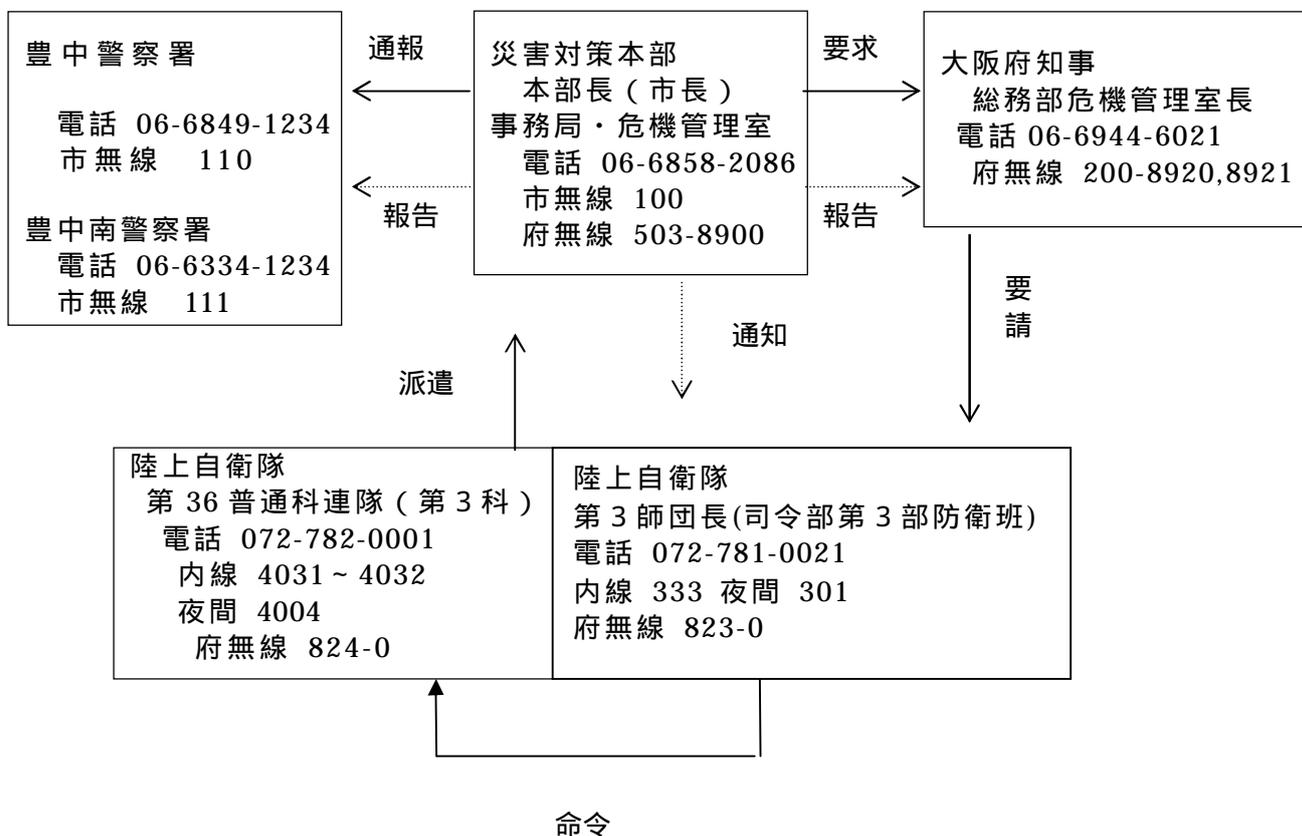
なお、派遣要請の要求の事務手続きは、次の事項を明らかにして災害対策本部危機管理室が行う。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 自衛隊への災害状況の通知

通信の途絶等により、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請の要求ができない場合は、市長が直接自衛隊に災害の状況を通知する。この場合、市長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

【派遣要請等の流れ】



(3) 派遣部隊等の受入れ体制

ア 連絡員の派遣

自衛隊に対し本部に情報連絡、調整のための連絡員の派遣を要請する。また、必要に応じて自衛隊の活動地区に市の連絡員を派遣する。

イ 派遣部隊の誘導

(ア) 市内への進入ルート及び集結地点又は救援物資の受取場所等を選定し、派遣部隊を誘導する。

(イ) 自衛隊の派遣要求をしたときは、大阪府警(豊中警察署・豊中南警察署)に派遣部隊の誘導について依頼する。

ウ 受入れ体制

(ア) 連絡場所の提供

自衛隊の連絡調整のため派遣された連絡員の連絡場所を提供する。

(イ) 派遣部隊との連絡調整

本部は、市職員現地連絡担当者を指名し現地派遣部隊との連絡調整にあたらせる。

(ウ) 資機材の確保・準備

自衛隊災害派遣部隊の活動の実施にあたり、不足する資機材等は、可能な限り市が確保し調整により所要の準備を実施する。

エ その他

ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等を準備する。

(4) 自衛隊に要請する救助活動

自衛隊の派遣要請を求めることのできる範囲は、原則として、人命及び財産の救護を必要とし、かつ、やむを得ない事態の場合であって、概ね次の活動内容は次とする。

- | | |
|---------------|-----------------|
| (ア) 被害状況の把握 | (キ) 応急医療、救護及び防疫 |
| (イ) 避難の援助 | (ク) 人員及び物資の緊急輸送 |
| (ウ) 遭難者の搜索救助 | (ケ) 炊飯及び給水 |
| (エ) 水防活動 | (コ) 物資の無償貸付又は譲与 |
| (オ) 消防活動 | (サ) 危険物の保安及び除去 |
| (カ) 道路又は水路の啓開 | |

(5) 知事への撤収要請の要求

災害の救援が市の機関をもって実施できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となった場合は、市長は派遣部隊の撤収について、派遣部隊の長と協議のうえ、「撤収要請の要求書」に記載する事項を明らかにして知事に要求する。

- (ア) 撤収要請日時
- (イ) 派遣された部隊
- (ウ) 派遣人員及び従事作業の内容
- (エ) その他参考となるべき事項

資料：様式 - 7 「自衛隊の災害派遣要請の要求・撤収要請の要求様式」

7 災害ボランティアの受入れ

(1) 災害支援ボランティアセンター開設手順

ア 災害対策本部危機管理室は、災害発生後の避難所の状況及び災害応急対策要員の確保状況を見て、広くボランティアを募集して対応する必要があると判断した場合は、市社会福祉協議会に対し災害支援ボランティアセンターの開設を要請する。

イ 市社会福祉協議会は、福祉会館に災害支援ボランティアセンターを開設する。

(2) 災害支援ボランティアセンターの業務

ア 一般ボランティア需要の集約と総合的情報の提供

- (ア) 避難所や防災関係機関等における一般ボランティアの需要情報を一元的に管理する。

- (イ) 一般ボランティアに対し、ボランティア活動の内容、場所等の情報を提供する。
- イ 一般ボランティアに関する情報の一元的管理
 - (ア) 一般ボランティアの活動状況等の情報を一元的に管理する。
 - (イ) 市内・外のボランティア組織との総合的調整を行う。
- ウ その他
 - (ア) 資機材の調達、活動時の保障（保険加入等）等、活動のための環境づくりを行う。
 - (イ) 報道機関とのボランティア募集等の調整を行う。
 - (ウ) 運営は、災害支援ボランティアネットワーク等が核となる。

(3) 一般ボランティアの要請

避難所や物資集積場等で活動する各班は、一般ボランティアが必要な場合、必要人員、業務内容、業務場所、必要資機材等を災害支援ボランティアセンター、豊中市赤十字奉仕団、要援護者関係団体等に要請する。

(4) 情報の提供

水防部危機管理室は、災害支援ボランティアセンターに対し、一般ボランティア活動に必要な情報の提供を行う。

(5) 一般ボランティアの活動

ア 活動の範囲

一般ボランティアの活動の範囲は、被災世帯への救援物資の配布、炊出し、情報伝達等人命に関わる課題や専門性のない範囲のものとする。

イ 一般ボランティアに要請する活動項目

- (ア) 災害発生初期の避難所等における運営業務への協力
- (イ) 被災者に対する炊出業務、飲料水の輸送等の業務への協力
- (ウ) 被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
- (エ) 高齢者、障害者等要援護者の安否確認業務等への協力
- (オ) 高齢者、障害者等要援護者の日常生活維持のための介助業務への協力
- (カ) 被災者が行う被災家屋からの家財搬出等への協力
- (キ) 地域における生活関連情報等の収集及び被災者への提供
- (ク) 市が行う災害時における広報活動への協力（要援護者向資料の作成等）
- (ケ) 災害時における情報収集活動への協力（外国語通訳、手話通訳要員等を含む）
- (コ) 避難所・被災地区における健康管理業務への協力（保健師等による）

(6) 専門ボランティアの応援要請

災害発生時に応急対策を実施するにあたり、市職員のみで不足する場合は、各部署は災害対策本部危機管理室を通じて、府に対し大阪府防災情報ネットワーク等により、斜面判定士等の応援を要請する。

第2節 被害情報等の収集・伝達

《基本的な考え方》

被害状況の把握及び応急対策の実施体制の確立のため、災害発生後、直ちに府及び防災関係機関と連携し、通信又は実地調査等により情報収集・伝達活動を行う。

《対策の体系》

| | |
|-------------|---|
| 被害情報等の収集・伝達 | <ol style="list-style-type: none"> 1 通信の確保 2 情報の収集・伝達体制 3 住家等被害状況調査 4 被害状況等の報告 5 災害広報・相談対策 |
|-------------|---|

《応急対策の分担》

| 実施担当 | 実施内容 |
|--------------|--|
| 水防部市民情報隊 | <ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集及び被害状況の把握、記録に関する事 2 市民苦情の聴取に関する事 |
| 水防部危機管理室 | <ol style="list-style-type: none"> 1 府及び関係機関等との連絡に関する事 2 防災無線等、通信の確保に関する事 3 臨時広報誌等の発行に係る庁内調整に関する事 |
| 水防部広報班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 臨時広報誌等の原稿取りまとめ及び発行に関する事 |
| 水防部各隊 消防部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集に関する事 |
| (調査部) | <ol style="list-style-type: none"> 1 住家の被害調査に関する事 |
| (市民部) | <ol style="list-style-type: none"> 2 事業者、農業者、農業施設及び医療機関の被害調査に関する事 |
| (総括部) | <ol style="list-style-type: none"> 1 市民相談に関する事 |
| 水防情報分析隊 | <ol style="list-style-type: none"> 1 雨量情報・河川の水位情報・気象情報等の収集に関する事 2 被害予測・分析等に関する事 |

災害対策本部機構の調査部、市民部及び総括部は、被害状況によって本部長が行う応援指示により、平常業務から上記災害業務体制に移行する。

《対策の展開》

1 通信の確保

(1) 関係機関の通信窓口

災害に関する情報を収集・伝達する関係機関及び各部局の窓口をあらかじめ定める。

資料：地震応急 - 12 関係機関の通信窓口

(2) 災害時における通信網の整備

ア 災害通信網の整備計画

水防部危機管理室は、災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、絶えず気象情報等を収集するとともに、大阪管区气象台、大阪府、豊中警察署、豊中南警察署及び関係機関から情報を収集する。

イ 電話が不通の場合、次の方法により行う。

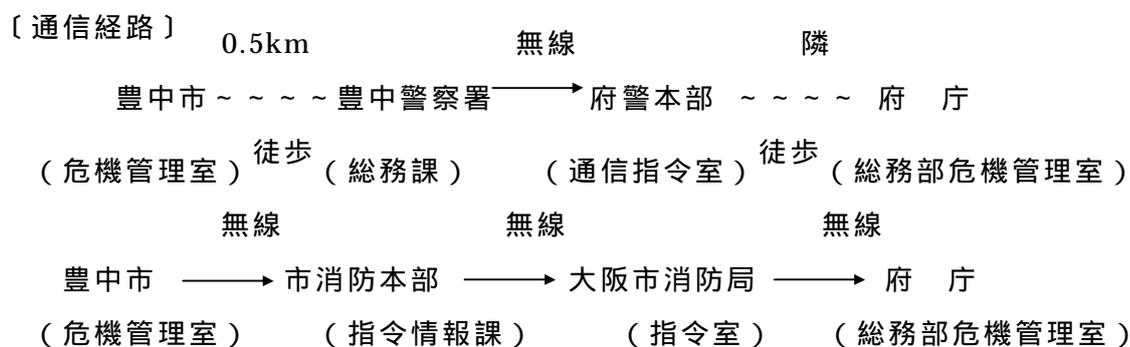
ア) 大阪府及び府内市町村との連絡方法

1) 大阪府防災行政無線により連絡する。

〔無線機設置場所〕

| | |
|---------------|-------------------------------------|
| 無線機・親電話機・電源装置 | 第二庁舎5階（無線室） |
| 災害対策本部用電話 | 第二庁舎3階（無線統制室） （503-8900 FAX8800） |
| 夜間専用電話 | 第二庁舎地下中央管理室 （503-8900 FAX8800） |
| 消防本部専用電話 | 消防本部指令管制室 （403-0） |

2) 大阪地区非常通信経路計画市町村系により連絡する場合は、次の方法で連絡する。



資料：地震応急 - 13 豊中市防災関係無線構成図

(イ) 府内市町村その他関係機関等への連絡方法

大阪府防災行政無線を活用し連絡する。なお、府の無線が設置されていない機

関については、大阪府を經由し連絡する。

2 情報の収集・伝達体制

(1) 情報収集・伝達の手順

ア 水防部各隊及び消防部は、災害警戒活動に引き続き災害発生状況等の情報収集を行う。

イ 各隊等は、収集した情報を水防情報分析隊に報告する。

ウ 水防情報分析隊は庶務隊と協力して情報を整理し、本部会議又は緊急対策会議に速やかに報告する。

エ 水防情報分析隊情報収集班は、雨量情報・河川の水位情報・気象情報の収集及び関係機関並びに周辺市町から情報収集を行い、その内容を水防情報分析隊にその都度報告する。

オ 水防情報分析隊は河川に関する情報等の被害予測分析結果等を水防部長に報告する。

カ 本部会議又は緊急対策会議において決定した対策等は、出席した本部員が所属各隊に連絡する。また、水防部危機管理室はその他の部局へ情報を伝達し職員への周知を図る。

キ 本部会議又は緊急対策会議を行わないで本部長又は副本部長が決定した対策等は、水防部庶務隊が各隊に連絡する。

ク 各隊における収集・連絡方法は、各隊において定める。

資料：地震応急 - 10 被害状況等報告基準

3 住家等被害状況調査

(1) 現地調査の実施

床上浸水、床下浸水等の被害が発生した場合は、本部長の応援指示により、災害対策本部機構に基づく調査部及び市民部の調査担当各班が現地調査を実施する。

ア 調査部及び市民部の調査担当職員を中心として2人1組の班を構成する。

イ 調査担当の要員が不足するときは、他部からの応援又は府等へ職員の応援を要請する。

ウ 可能な限り居住者又は所有者等の立会のうえで立入調査を実施し、判定に正確を期す

。

(2) 災害の被害認定基準（統一基準）

災害の被害認定にかかる統一基準(平成13年6月28日付府政防第518号「災害の被害認定基準について」により改正)は次表のとおりである。

住家の被害認定にあたっては、内閣府において作成された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき行うものとする。

資料：地震応急 - 11-1 災害に係る住家の被害認定基準運用指針(抜粋)

資料：地震応急 - 11-2 住家被害調査表(抜粋)

【災害の被害認定基準(統一基準)】

| 被害種類 | 認定基準 |
|------------------|--|
| 住家全壊 (全焼・全流失) | 住家はその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもののまたは住家の損壊が甚だしく補修により元通りに再使用することが困難なもので具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 |
| 住家半壊 (半焼) | 住家はその居住のための基本的機能の一部が喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば、元通りに再使用できる程度のもので具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 |
| 一部破損 | 損壊の程度が半壊にいたらないもの。ただし、窓ガラスが2、3枚割れた程度のもは除く。 |
| 床上浸水 | 住家の床上以上に浸水したもの、及び全壊又は半壊には該当しないが土砂竹木等のたい積のため一時的に居住することができないもの。 |
| 床下浸水 | 床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。 |

4 被害状況等の報告

(1) 水防部危機管理室は、災害発生直後から大阪府防災情報システム等により水防体制、被害状況等を府(総務部防災室)に逐次報告する。

また、土砂災害が発生した場合は、府池田土木事務所にも報告する。

(2) 応急対策を終了した場合は、被害状況報告様式により報告する。

資料：様式 - 5 「被害状況報告」

資料：様式 - 6 「地すべり、急傾斜地災害報告」

5 災害広報・相談対策

(1) 広報体制の確立

水防部長の要請により、水防部広報班は、予め市長が指名した広報用車両と人員により広報体制を確立する。

ア 広報活動

(ア) 水防部庶務隊・危機管理室と協議し応急対策等に係る広報内容・時期・手段を決定する。

- (イ) 担当部・課は、水防部危機管理室の指示に従い広報原稿を水防部広報班に提出する。
- (ウ) 水防部広報班は、広報活動資料を作成し、(ア)の決定事項により広報活動を実施する。
- (エ) 広報内容は、簡潔で誤解を招かない表現に努める。

イ 多様な広報活動の展開

災害発生直後の混乱状態の中では広報車などによる広報には限界があるため、多様な広報手段で実施する。また、広報を効果的にするために市民の注意喚起を行うサイレンの吹鳴を併用して行うことがある。

(ア) 広報車による広報

(イ) 報道機関を活用した広報

(ウ) 広報誌（臨時号を含む）、又はチラシ等による広報

(エ) 自治会その他応援協力団体等を通じた広報

(オ) 豊中・池田ケーブルネット、インターネット等を活用した広報

これらのほか、各部・隊等は、水防部避難隊・予備隊の協力による、避難所等における掲示広報、防災行政無線同報系を活用した広報を実施する。

資料：地震応急 - 14 災害時広報車両一覧表

ウ 災害の記録

広報班は、災害対策に資するため、各部の協力を得て災害状況等を写真、ビデオ等で収集記録する。

エ 市民広報

(ア) 災害発生直後に特に必要な広報

- 1) 避難の勧告、指示の呼びかけ
- 2) 要援護者保護及び人命救助等の協力呼びかけ
- 3) 救急医療情報（救護所、医療機関の開設状況等）
- 4) 緊急交通路、交通規制情報及び自動車使用自粛の呼びかけ

(イ) その後の広報

- 1) 被災状況、二次災害の危険性に関する情報
- 2) 被災者支援施策や救援活動に関する情報
- 3) 応急給水及び給食、その他の救援活動の情報等
- 4) ライフラインや交通施設等の復旧状況
- 5) 医療機関などの生活関連情報

- 6) 交通規制情報
- 7) 避難所情報
- 8) 復興情報

オ 報道機関への広報

- (ア) 報道機関への広報窓口は水防部広報班に一元化し、発表時刻等を明確にする。
- (イ) 被害状況及び応急対策状況等の情報を発表し、報道依頼を行う。
- (ウ) 発表場所は、豊中記者クラブとする。
- (エ) その他必要に応じてファクシミリ等で情報を提供する。

(2) 市民相談窓口の開設

水防部情報隊は、災害発生後の市民からの問い合わせや相談に対応するため、市民相談窓口を開設する。

ア 実施体制

市民相談窓口では、市の応急対策の実施状況、被害状況、各種支援施策等に関する情報等を整理し、被災した市民からの相談・要望・苦情等の処理にあたる。

- (ア) 水防部情報隊での対応が困難なときは、本部長の指示により災害対策本部機構総括部総合相談班が市民相談窓口を担当し、電話及び市民対応業務全般について実施する。
- (イ) 相談窓口の開設時には、広報誌等で市民へ周知する。
- (ウ) 被害の状況に応じて、出張所等で相談窓口を設置する。
- (エ) 問い合わせ専用電話・ファクシミリを用意し、問い合わせに対応する。

イ 要望の処理

- (ア) 市民相談窓口で聴取した要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。
- (イ) 相談内容や要望事項を取りまとめ、水防部情報隊に報告し、本部での対策検討等の資料とする。
- (ウ) 必要に応じ、関係機関の協力を求める。

資料：様式 - 3 「相談等連絡用紙」

第3節 水防作業

《基本的な考え方》

洪水等の際し、水災を警戒・防ぎよするとともに、これに起因する被害を軽減するため、堤防に異常がある場合は、速やかに水防工法を実施する。

《対策の体系》

| | |
|------|--|
| 水防作業 | 1 水防工法 2 水防上の心得 3 応援要請 4 相互協定 |
|------|--|

《応急対策の分担》

| 実施担当 | 実施内容 |
|--------------------------|---|
| 水防部浸水処理隊 消防部 (消防団) | 1 水防作業の実施に関する事 |
| 水防部輸送隊 | 1 人員及び資材の輸送に関する事 |
| 水防部河川隊 | 1 河川の監視に関する事 |
| 水防部契約検査室 | 1 水防作業に必要な資機材の調達に関する事 |
| 水防部庶務隊 危機管理室 | 1 水防管理団体への応援要請に関する事 2 自衛隊への災害派遣要請に関する事 |

《対策の展開》

1 水防工法

工法は、その選定を誤らなければ一種類の工法を施工するだけで、成果をあげ得る場合が多い。しかし、時には数種の工法を施工し、初めてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々を行い、極力防止に努めなければならない。

工法を選ぶにあたっては堤防の組織、材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して、最も有効でしかも使用材料がその附近で得易い工法を施工すること。

水防作業を必要とする異常状態と現象を大別すると次のとおりであり、その各々に適

する工法は、資料編記載のとおりである。

ア 越水による場合

堤防から水があふれて、堤防の裏法面から決壊していく

イ 浸透による場合

河川の水位が高い場合、水圧により裏法面や裏法先に河水が湧水して堤防が決壊していく

ウ 洗掘による場合

河水の流勢や波浪により表法面が洗掘されて決壊していく

また、ため池の措置については、警戒水位以上に水位の上昇が予測されるときは、その危険性を確かめ、下流部の影響を考慮の上、適切な措置をとるものとする。

なお、水防工法の分類は、次のとおりである。

資料：風水害 - 10 水防工法一覧表

2 水防上の心得

- (1) 命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。
- (2) 作業中は私語を慎み、終始敢闘精神をもって守りぬくこと。
- (3) 夜間など特に言動に注意し、みだりに「越水」とか、「破堤」とか想像による言語を発してはならない。
- (4) 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに従事者を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がけること。
- (5) 洪水時において、堤防に異状の起こる時期は滞水時間にもよるが、大体水位が最大の時、又はその前後である。しかし、法崩れ陥没等は、通常減水時に生ずる場合が多い(水位が最大洪水位の4分の3位に減少した時が最も危険)から洪水が最盛期を過ぎても、完全に流通するまで警戒を解いてはならない。

3 応援要請

(1) 水防管理団体の応援

水防法第16条に基づき、水防本部長は緊急の必要あるときは、他の水防管理者、消防機関の長に対して応援を求める。

応援のため派遣された者は所要の資機材を携行し、応援を求める水防管理者の所轄の下に行動する。

(2) 自衛隊の応援

「第4章第1節第2 応援等の要請及び受入れ」に基づき、応援要請する。

4 相互協定

隣接する水防管理団体と協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互協定しておくものとする。

第4節 消防活動

《基本的な考え方》

災害発生時における消防活動は、災害の規模及び態様、さらに発生件数に応じて、効率的な消防力の運用により人命の安全確保と被害の軽減、二次災害の防止を図ることなどを活動の主眼とする。

人命救助、負傷者に対する応急手当など限られた消防力を水防作業・救助・救急などに分散対応せざるを得ず、消防職・団員及び機械器具等を最大限活用し、効率的な消防活動に努める。

なお、この計画における消防部の役割については、概略的な活動を記述したもので、細部にわたる活動は「豊中市消防計画」(以下「消防計画」という。)に委ねる。

《対策の体系》

| | |
|---------|----------|
| 消 防 活 動 | 1 情報収集活動 |
| | 2 消防広報活動 |
| | 3 救助活動 |
| | 4 救急活動 |
| | 5 消防団の活動 |

《応急対策の分担》

| 実施担当 | 実施内容 |
|---------------|---|
| 消防部指揮班 | 1 消防活動方針の決定に関すること 2 非常警備体制に関すること 3 消防広域応援に関すること |
| 消防部総務班 | 1 消防活動に必要な資機材の調達に関すること 2 消防関係機関との連絡調整に関すること |
| 消防部通信班 | 1 消防通信に関すること |
| 消防部調査班 | 1 消防広報活動に関すること 2 災害情報の収集に関すること |
| 消防部北大隊 南大隊 | 1 消火活動に関すること 2 火災警戒区域・消防警戒区域の設定に関すること 3 救助・救急活動に関すること |
| 消防団 | 1 消火活動に関すること 2 火災警戒区域・消防警戒区域の設定に関すること 3 救助・救急活動に関すること |

《対策の展開》

1 情報収集活動

災害発生直後において、消防部が災害応急対策活動を実施するにあたり、消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動期の情報をいち早く収集するために、多様な手段を利用した迅速・的確な情報収集体制を確立することにある。

「第4章第2節 被害情報等の収集・伝達」に定めるほか、消防部の情報収集活動は次のとおりとする。

(1) 参集途上の情報収集

参集者は、参集途上の道路状況、被害状況など消防活動に影響を及ぼす重要な情報の収集に努めるとともに、参集後直ちに知り得た情報を整理して所属班長等に報告する。

(2) 通信施設による情報収集

通信班は、119番災害通報、携帯電話及び消防無線など通信施設を利用した情報の収集に努める。

(3) 消防団員からの情報収集

総務班は消防団本部と連携して、団員の参集状況、分団区域内の被害状況、分団の活動状況などの情報を収集し整理する。

(4) 災害現場からの情報収集

北・南大隊は、災害現場において自治会、自主防災組織など応援協力団体や先着している防災関係機関からの情報を収集し指揮班へ報告する。

(5) 情報の伝達

指揮班は、あらゆる情報媒体を活用して収集した情報の整理・分析を行い効率的な部隊運用を行うとともに、水防情報分析隊へ報告する。

2 消防広報活動

119番災害通報と並行して、住民や報道機関からの被害情報等の問い合わせの殺到が予測されるが、消防部で把握した災害状況、消防活動状況については、消防調査班及び北・南大隊が一体となって迅速に広報する。

「第4章第2節 被害情報等の収集・伝達」に定めるほか、消防部の広報活動は次のとおりとする。

(1) 災害状況の広報

被害の大きな地域等を優先して、被害状況、消防隊の活動状況などに関する広報を行い住民の動揺を防止する。

(2) 警戒区域の広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために警戒区域を設定したときは、区域内からの退去又は出入りの禁止若しくは制限等を広報する。

(3) 避難勧告・指示の広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民に危険が切迫し、緊急に避難させる必要が生じたときに、本部長から発令される避難勧告・指示に基づき、水防部長から要請があったときは、水防部広報課と連携し要援護者の安全確保と併せて、避難場所から遠い住民を優先に広報する。

(4) 広報体制

災害発生と同時に消防広報体制を確立し、水防部広報班との連携のもと報道機関への広報並びに市民への広報等を実施する。

3 救助活動

災害時には、多種多様な救助事故の発生することが予測される。このため、自衛隊、警察等関係機関との協力・連絡体制を確保し救助活動を行う。

< 救助活動の原則 >

- ア 同時に複数の救助事案が発生した場合は、原則として、少数の隊員で多数の人命を救助できる事案に主力を注ぐ。
- イ 高層ビル、地下街等多数の者を収容し、パニック等により多数の人命危険が予測される建築物等を優先する。
- ウ 複数の救助事故が発生している場合、二次災害の発生のおそれのあるものを優先する。
- エ 同時多数の救助事故が発生した場合は、原則として少数の隊員で多数の人命を救助できる事故に主力を注ぎ、効率的な活動を行う。

4 救急活動

災害時には、多数の救急事故が発生することが予想されるため、医療機関、豊中市医師会等との協力・連絡体制を確保し応急救護所の開設など救急活動を行う。

< 救急活動の原則 >

- ア 傷病者が多数発生している災害現場直近には、応急救護所を設置し、救急活動を行う。
- イ 救急処置は、救命処置を必要とする重傷者を優先し、その他の軽傷者はできるだけ自主的な処置を行わせる。
- ウ 市立豊中病院（災害対策本部医療救護部）が派遣する、医療救護班との連携・協力により救急活動を行う。
- エ 受入れ可能な救急医療機関やその他の医療機関の情報を収集し、後方医療機関等へ搬送できる体制を確立する。
- オ 遠距離医療機関への救急搬送については、交通渋滞等の道路状況により救急車による搬送が困難となることが予測されることから、ヘリコプターによる搬送を検討する。

5 消防団の活動

消防団は、地域に密着した消防機関としてその活動が大きく期待されており、災害対策上からも重要な任務を担っている。北・南大隊と連携して区域内の住民に対して救助・救護等の消防活動にあたる。

(1) 情報の収集・伝達

災害時の初期活動を行うとともに、伝令等により、消防活動上必要な情報や被害状況の情報収集・伝達を行う。

(2) 救出・救護

北・南大隊と連携して救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急処置を行う。

(3) 避難誘導

避難勧告・指示等が出された場合は、地域住民に伝達するとともに消防部との連携を取りながら避難者の安全確保と誘導を行う。

第5節 堤防等の決壊の通報及び決壊後の処置

《基本的な考え方》

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちに関係機関に通知するとともに、氾濫による被害の拡大防止に努める。

《対策の体系》

| | |
|-------------------|-------------------------|
| 堤防等の決壊の通報及び決壊後の処置 | 1 堤防等の決壊の通報 2 決壊後の処置 |
|-------------------|-------------------------|

《応急対策の分担》

| 実施担当 | 実施内容 |
|-----------------|----------------------|
| 水防部河川隊 | 1 河川の監視に関する事 |
| 水防部浸水処理隊 | 1 ため池の監視に関する事 |
| 水防部市民情報隊 消防部 | 1 情報収集及び被害状況の把握に関する事 |
| 水防部庶務隊 | 1 各隊との連絡調整に関する事 |
| 水防部危機管理室 | 1 府及び関係機関との連絡に関する事 |

《対策の展開》

1 堤防等の決壊の通報

水防法第 18 条に基づき、堤防その他の施設が決壊したときは水防管理者（市長＝水防本部長）又は消防長は直ちにその旨を府（総務部危機管理室）をはじめ関係機関及び氾濫する方向の隣接水防管理団体等に通報しなければならない。

【関係機関の連絡窓口】

| 機関名及び連絡窓口 | 所在地 | 電話番号 |
|------------------------|--------------------|--|
| 大阪府 総務部危機管理室 | 大阪府中央区大手前 大阪府庁舎 | 代表 (6941)0351 直通 (6944)6021 府無線 8-200-4875 |
| 近畿地方整備局猪名川河川事務所 調査課 | 池田市上池田 2-2-39 | 0727-51-1111 |
| 豊能府税事務所 総務課 | 池田市城南 1-1-1 | 代表 072 (752)4111 |
| 池田土木事務所 総務企画課 | 池田市城南 1-1-1 | 代表 072 (752)4111 府無線 8-301-8910 |
| 西大阪治水事務所 神崎川出張所 | 大阪市淀川区新高 5-18-25 | (6393)0221 |
| 豊中警察署 警備課 | 豊中市南桜塚 3-4-11 | 代表 (6849)1234 |
| 豊中南警察署 警備課 | 豊中市庄内西町 5-1-10 | 代表 (6334)1234 |
| 淀川右岸水防事務組合事務局 | 大阪市淀川区新北野 1-11-11 | (6302)8721-2 府無線 8-852-0 |
| 陸上自衛隊 第 36 普通科連隊第 3 科 | 伊丹市緑丘 7-1-1 | 072 (782)0001 内線 4031 ~ 1032 夜間 4004 府無線 8-824-0 |

2 決壊後の処置

堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者（市長＝水防本部長）及び消防長は水防法第 19 条に基づき、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

第6節 二次災害の防止

《基本的な考え方》

大雨による浸水、土砂崩れ及び建築物の倒壊など二次災害を防止するため、施設の被害調査の実施やその結果を踏まえ、関係機関と協力して必要な措置を講ずる。

《対策の体系》

| | |
|---------|--|
| 二次災害の防止 | 1 二次災害情報の収集・伝達 2 土木構造物等の応急対策 3 危険物等の応急対策 |
|---------|--|

《応急対策の分担》

| 実施担当 | 実施内容 |
|----------|--|
| 水防部市民情報隊 | 1 災害危険箇所情報等の収集に関する事 |
| 水防部道路隊 | 1 土木構造物等の応急措置に関する事 2 急傾斜地の調査に関する事 |
| 水防部宅地調査班 | 1 宅地等の被害状況調査に関する事 2 急傾斜地の調査に関する事 |
| 消防部 | 1 災害危険箇所情報等の収集に関する事 2 危険物施設の被害情報の収集等に関する事 |
| 水防部危機管理室 | 1 二次災害防止に係る関係機関との連絡調整に関する事 2 府及び関係機関への応援要請に関する事 |
| (各施設管理者) | 1 公共施設の応急措置に関する事 |

《対策の展開》

1 二次災害情報の収集・伝達

土砂崩れ等の危険箇所調査等については、専門家による調査体制を早期に確立し、必要な情報の収集・伝達を行う。

また、警察や道路・河川管理者あるいは電力・ガス等の関係事業者と密接な連携により二次災害情報の収集・伝達を行う。

(1) 関係機関との連携

ア 水防部危機管理室は、二次災害の防止対策について、関係機関と連携を図る。

イ 土砂崩れや堤防損壊等の防止対策について、道路管理者や河川管理者との連携を図る。

ウ 電気・ガス等に関する二次災害防止対策について、関係事業者と連携を図る。

(2) 情報収集

ア 消防部は、災害危険箇所等を中心とした緊急パトロールを行うことにより、現場情報を収集する。

イ 災害危険箇所等についての情報は、市民や消防団等からも収集する。

2 土木構造物等の応急対策

(1) 公共施設

各部は、市管理施設のうち防災関連業務に必要な施設の点検、調査を迅速に行い、応急措置を実施する。

ア 応急措置が可能なもの

(ア) 危険箇所があれば緊急に保安措置を行う。

(イ) 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を行う。

(ウ) 電気、ガス、通信等の応急措置及び補修が必要な場合には、関係機関と連絡をとり、応援を求め実施する。

イ 応急措置の不可能なもの

被害の防止措置を重点に実施する。

(2) 宅地等

宅地調査班は、被害状況の早期把握に努め、危険箇所に対する調査を速やかに行い、二次災害の防止に努める。また必要に応じて危機管理室は、府等に斜面判定士の応援を要請する。

資料：予防 - 4 急傾斜地崩壊危険箇所図

(3) 土木構造物

水防部道路隊は、土木構造物が著しい被害を受けて、二次災害が生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

3 危険物等の応急対策

(1) 施設の点検、応急措置

爆発などの二次災害防止のため、必要に応じて高圧ガス、火薬類、毒劇物等の危険物取扱施設への立入検査など、適切な措置を講ずる。

(2) 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場

合は、速やかに市及び関係機関に通報・連絡するとともに、各種防災設備を活用した初期防除を実施し、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第 7 節 水防法による公用負担及び費用負担

《基本的な考え方》

水防のため、緊急の必要があるときは、水防の現場において土地及び資材等を使用するとともに、障害物を処分し水防作業等を実施する。

《対策の体系》

| | |
|------------------|------------------|
| 水防法による公用負担及び費用負担 | 1 公用負担 2 費用負担 |
|------------------|------------------|

《応急対策の分担》

| 実 施 担 当 | 実 施 内 容 |
|-----------------|---|
| 市長（本部長） | 1 公用負担権限の行使決定に関する事 |
| 水防部浸水処理隊 消防部 | 1 水防作業に関する事 2 公用負担の行使に関する事 3 公用負担の報告に関する事 |
| 水防部庶務隊 | 1 公用負担の取りまとめ及び損失補償に関する事 2 応援水防管理団体の水防費用の負担に関する事 3 水防費用の府への補助申請に関する事 |
| （財務部財政課） | 1 水防に係る費用の取りまとめに関する事 |

《施策の展開》

1 公用負担

(1) 公用負担権限

水防法第 28 条に基づき、水防のため必要あるときは、水防管理者（市長 = 本部長）又は消防長は次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用
- ウ 土地、土石、竹木その他の資材の収用
- エ 車馬、その他運搬具、又は器具の使用
- オ 工作物、その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

水防法第 28 条により、公用負担の権限を行使する者は、水防本部長、消防長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の命を受けた者にあっては、次の証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。

| |
|---|
| 第 号 |
| 公 用 負 担 権 限 証 明 書 |
| 身分 氏名 |
| 上の者は（水防管理者又は消防長氏名）の命に基づき 〃 の区域における 水防法第 28 条第 1 項の権限を行使するものであることを証明する。 |
| 年 月 日 |
| （水防管理者又は消防長氏名） 印 |

(3) 公用負担の証票

水防法第 28 条に規定により公用負担の権限を行使したときは、次の証票を 2 通作成して、その 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

| 之 証 | | | | |
|--------------|-----|-----------------|-----|-----|
| 負担者 住所 氏名 | | | | |
| 物 件 | 数 量 | 負担内容（使用、収用、処分等） | 期 間 | 摘 要 |
| | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 命令者 氏名 印 | | | | |

(4) 損失補償

上記権限行使によって、損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。

2 費用負担

(1) 応援水防管理団体の費用負担

市域内の水防に要する費用は、水防法第 32 条により、各々豊中市が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との協議によって決める。

(2) 大阪府の補助

水防法第 44 条に基づく、水防に係る費用の府補助については、水防部庶務隊が財政課と協議し補助申請する。

なお、各隊及び市各部は、水防に係る費用を速やかに算出し、財政課及び水防部庶務隊に報告する。

第 8 節 避難所の開設・運営

第 1 避難所の開設・運営

《基本的な考え方》

災害により現に被害を受け、又は災害を受けるおそれのある者で、避難を要する者を一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。

《対策の体系》

| | |
|-----------|-----------------------------------|
| 避難所の開設・運営 | 1 避難所の開設 2 避難所の運営 3 避難所の閉鎖等 |
|-----------|-----------------------------------|

《応急対策の分担》

| 実施担当 | 実施内容 |
|---------|--|
| 水防部避難隊 | 1 避難所の開設の総合調整に関する事 2 避難所の開設・管理に関する事 3 避難所の閉鎖に関する事 4 避難所運営への避難者の協力依頼に関する事 5 避難所でのプライバシーの保護に関する事 6 避難所での広報に関する事 |
| (災害援護部) | 1 避難所生活が困難な高齢者、障害者等の他施設への搬送に関する事 2 要援護者への配慮に関する事 3 避難所の要援護者等の二次的避難所等への受入措置に関する事 |
| (医療救護部) | 1 避難所への医療救護班の派遣に関する事 |

災害対策本部機構の災害援護部及び医療救護部は、被害状況によって本部長が行う応援指示により、平常業務から上記災害業務体制に移行する。

《施策の展開》

1 避難所の開設

(1) 避難所の開設

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、指定する避難所を開設することとし、避難隊長は避難隊各班に開設を指示する。

ただし、現に避難者が避難所に収容を求めてきたときは、避難所の施設管理者等は避難者を収容するとともに、速やかに所属避難班長に連絡する。

この場合、被害が予測される状況下での「避難準備情報」の発令に際しては、発令に先立っての避難所の開設は、浸水が予測される地域外の避難所又は、浸水が予測される地域内避難所については、各河川管理者から提供を受けている浸水深にもとずき2階又は3階以上の階を有する避難に有効な避難所を開設することとする。

資料：予防 - 14 避難場所一覧表 (1)小学校区別

資料：様式 - 4 「避難所一覧集計用紙」

資料：様式 - 4 - 2 「避難所別直後情報に基づく応急対策の検討」

資料：様式 - 4 - 3 「直後情報に基づく応急対策

(緊急性の高いもの) <集計表>

資料：様式 - 8 「避難の報告用紙(開設・定時・閉鎖)」

(2) 避難収容の対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

(ア) 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

(イ) 現に被害を受けた者であること

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(ア) 避難勧告・指示が発せられたとき

(イ) 避難勧告・指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要であるとき

ウ その他避難が必要と認められるとき

(3) 避難所の開設方法

ア 勤務時間内の避難所開設

(ア) 避難隊各班長は、避難所となる施設管理者に対して開設を指示する。

(イ) 避難者が収容を求めた場合は、本部からの指示がなくとも施設管理者が開設し、所属避難班長にその旨を報告する。

イ 勤務時間外の避難所開設

施設の宿日直者又は警備担当者が施設管理者の指示により開設する。施設の日直者等が不在の場合は、避難所派遣職員が開設する。

ウ 避難隊教育委員会班は、避難所の開設情報をとりまとめ、庶務隊に報告する。

エ 避難所の開所にあたり、施設管理者又は避難所派遣職員は、施設の安全確認を行う。

(4) 臨時避難所の開設

指定された避難所以外の施設に避難者が集結した場合には、避難隊長は、避難者に指定された避難所に避難するよう指示する。ただし、指定された避難所にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得た上で、臨時の避難所として指定する。

(5) 避難所の閉鎖

応急対策や復旧状況等を勘案し、適宜避難所を閉鎖する。

2 避難所の運営

(1) 運営

避難所の運営は、初期段階では避難所派遣職員等が中心となっていくが、清掃、衛生管理、雑用水の利用、電話呼出し等について、避難者による自主的な運営を促す。

(2) 避難者の把握

水防部避難隊各班は、避難者を把握し、避難所運営を円滑に行うため、プライバシーの保護に留意して、避難者名簿を作成する。

資料：様式 - 9 「避難者名簿」

資料：様式 - 9 - 2 「避難者調べ」

(3) 要援護者、病人等への配慮

本部長の応援指示により、災害対策本部災害援護部援護班は、要援護者、病人等へ配慮する。

ア 高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等の健康状態等を把握し、スペースの確保や必要な生活必需品等の支給等に配慮する。

イ 事前に把握している寝たきり等で避難所での生活が困難な者については、本人の意思を確認したうえで福祉施設に収容する。

ウ 介護が必要で、避難所での集団生活を行うことが困難な高齢者、障害者等についても、本人の意思を確認したうえで後方の病院等適切な施設への搬送措置をとる。

エ 要援護者等の病状などにより、必要に応じて後方の病院等適切な施設への搬送措置をとる。

資料：予防 - 14 避難場所一覧表 (2)二次的避難所

(4) 避難所における情報提供

水防部避難隊各班は、避難所において次のとおり情報提供を行う。

ア 避難所において各種運営情報を口頭・ビラ・掲示板・アナウンス等で伝える。

イ 水、食料、日用品、医療品等の支給等について広報する。

ウ 被害状況等について広報する。

エ 水防本部の窓口として、指示に基づき各種災害対策や支援情報を提供する。

(5) 一般ボランティアの要請

- ア 一般ボランティアの受入れは、「地震災害応急対策計画 第4章第5節 災害ボランティアの受入れ」に定める災害救援ボランティアセンターが行う。
- イ 一般ボランティアが必要な場合は、必要人員、業務内容、業務場所、必要資機材等を災害支援ボランティアセンターに要請する。
- ウ 水防部避難隊各班は、ボランティア活動に必要な情報を提供する。

(6) 避難所の環境保護の方針

- ア 本部長の応援指示により、災害対策本部医療救護部医療・衛生・救助班は、豊中市医師会、豊中保健所等と連携し、避難所への救護班の派遣を行う。
また避難生活が長期化した場合、救護班の編成を内科系を中心としたチーム編成に切り換えるとともに、メンタルケアの専門チームの派遣を行う。
- イ 水防部避難隊各班は、避難所におけるプライバシーの保護に努める。

(7) 愛玩動物の収容対策

- ア 大阪府と連携し、相談・保護等について獣医師会及び動物愛護団体に要請する。
- イ 避難所での愛玩動物の飼育については、避難者が相互に話し合い運営することとする。
- ウ 愛玩動物の所有者は、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期わたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

3 避難所の閉鎖等

- (1) 避難所を退去する場合、避難者が自宅等から持参したもの、及び市が避難者に支給したもの（貸与品は除く）は避難者が各自持ち帰る。
- (2) 避難所を閉鎖した場合、水防部避難隊は、庶務隊へ報告する。

第2 食料・飲料水・生活必需品の供給

《基本的な考え方》

避難所に収容された者や、住家が被害を受けたため炊事が不可能な者、生活必需品を失った者に対して食料や飲料水、生活必需品を供給する。

《対策の体系》

| | |
|-----------------|---|
| 食料・飲料水・生活必需品の供給 | <ol style="list-style-type: none"> 1 食料の供給 2 応急給水 3 生活必需品の供給 |
|-----------------|---|

《応急対策の分担》

| 実施担当 | 実施内容 |
|----------|---|
| (災害援護部) | <ol style="list-style-type: none"> 1 食料及び生活必需品の搬送に関する事 2 発災当日の備蓄食料の供給に関する事 3 避難所での食料及び生活必需品の供給に関する事 |
| 水防部避難隊 | <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者への給食の炊き出しに関する事 2 必要食料の品目、数量、生活必需品の数量等の把握及び連絡に関する事 |
| 水防部契約検査室 | <ol style="list-style-type: none"> 1 市内業者からの食料及び生活必需品の調達に関する事 |
| (市民部) | <ol style="list-style-type: none"> 1 府及び関係機関からの食料及び生活必需品の調達及び出納管理に関する事 |
| (給水部) | <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び記録に関する事 2 給水所設置の広報に関する事 3 応急給水計画及び応急給水活動に関する事 4 市内各地区の給、配水計画に関する事 5 医療機関、福祉施設等への給水の実施に関する事 |
| 水防部危機管理室 | <ol style="list-style-type: none"> 1 府及び関係機関への食料及び生活必需品の応援要請に関する事 |

災害対策本部機構の災害援護部、市民部及び給水部は、被害状況によって本部長が行う応援指示により、平常業務から上記災害業務体制に移行する。

《対策の展開》

1 食料の供給

(1) 対象者

- ア 避難所に収容された人
- イ 災害により被害を受け炊事ができない人
- ウ 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない人

(2) 供給の方針

- ア 食料は、なるべく調理の手間がかからないものを供給する。また、必要に応じて高齢者食や粉ミルクの供給を行う。
- イ 避難者の状況を踏まえて必要食料の数量を把握し、必要に応じて、府に対して計画的に安定した食料供給の支援を要請する。
- ウ 食中毒の防止等、衛生面に十分配慮する。

資料：予防 - 16 備蓄物資及び備蓄場所一覧表

(3) 食料の調達

本部長の応援指示により、災害対策本部市民部は、水防部契約検査室に小売業者等からの調達を要請するものとし、必要量が確保できないときは、水防部危機管理室を通じて府及び関係機関等に対し応援を要請する。

- ア 災害発生当日は、迅速な供給を図るため、パン、おにぎり等の簡易食料を調達する。
- イ 大規模小売店舗等の流通業者に手配のうえ必要品を調達する(加工品を原則とする)。
- ウ 流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。
- エ 市内で十分な調達ができない場合は、府の斡旋により他市町に対して救援食料の支援を要請する。

(4) 調達食料の搬送

調達食料は市内小売業者等が避難所等へ直接搬送することを原則とするが、これによりがたい場合は、災害対策本部市民部があらかじめ定めた一時集積所に受入れ、本部長の応援指示により災害対策本部災害援護部が避難人数に応じた配分を行い各避難所等へ搬送する。

資料：予防 - 11 災害発生時の物資等の緊急輸送に関する協定書

(大阪府トラック協同組合豊中市運輸事業部会)

(5) 避難所での配給

本部長の応援指示により災害対策本部災害援護部は、各避難所に届けられた応急食料を必要に応じて地域各種団体、ボランティア等の協力を得て配給する。

(6) 必要人数・内容の把握

避難隊教育委員会班は、避難所収容者及び届出のあった在宅給食困窮者に必要な食料の品目及び数量を把握し、巡回配送する災害対策本部災害援護部に報告する。

(7) 炊き出しの実施

炊き出し場所は、原則として給食センター及び小学校の給食室とする。ただし、ボランティア等の炊き出しについては、避難隊が関係部に連絡のうえ随時実施する。

(8) 食料の供給基準

災害救助法による「炊出し、その他による食品の給与」の実施基準に準じて実施する。

【炊出し、その他による食品の給与】

| 項 目 | 基 準 等 |
|--------|---|
| 対 象 | 1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼） 流失、床上浸水で炊事できない者 |
| 費用の限度額 | 1人1日当たり 1,010 円以内 |
| 期 間 | 災害発生の日から7日以内 |
| 備 考 | 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1 / 3日） |

2 応急給水（本部長の応援指示により、給水部が実施）

(1) 発災直後の情報の収集

次の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し応急給水体制を確立する。

- ア 浄水場等の状況を確認し、受・配水量の把握及び調整を行う。
- イ 大阪府水道部と連絡をとり、双方の被害状況と供給量の確認を行う。
- ウ 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

(2) 応急給水の実施

ア 応急給水の目標

給水の量は、被災者1人当たり1日約3 を目標とし、応急復旧の進捗にあわせて順次給水量を増加していく。

イ 配水池等における応急給水

配水池等に仮設給水栓を設置し、拠点給水を実施する。

ウ 車両輸送による応急給水

(7) 給水所（拠点）への搬送

飲料水等の給水所への搬送は、災害対策本部給水部が車両（給水タンク車等）により「水源」となる浄・配水場から運搬し、給水を行う。

(1) 給水所（拠点）での給水

給水所での給水は、市民が自ら持参した容器をもって行う。なお、極端に容器が不足する地域については、市が備蓄する給水袋等を使用する。

(9) 仮設給水栓の設置による応急給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管による応急給水を実施する。

エ 医療機関・福祉施設等への給水

後方医療機関となる病院、診療所及び人工透析医療施設並びに入院施設を有する助産所、障害者（児）施設、特別養護老人ホーム等の福祉施設への給水を優先的に行う。

(3) 給水所（拠点）の設定

ア 給水所の設定

(7) 給水は原則として給水所を設定し、給水車等による拠点給水方式で行う。

(1) 給水所は避難所を単位として設定するが、供給停止区域が一部の区域の場合は、状況に応じて、被災地等に給水所を設定する。

イ 給水所の周知・広報

給水所を設定した時は、災害対策本部給水部を通じて、市民への広報を行うとともに、設定した地域及びその周辺に「給水所」の掲示物を表示する。

(4) 応急給水における水質管理

応急給水に際し、水道水質の監視、管理体制を確立する。

3 生活必需品の供給

(1) 対象者

ア 避難所に収容された者

イ 在宅者で災害により被害を受け、日常生活を営むことが困難な者

(2) 物資の供給、貸与の方法

物資の供給、貸与については避難隊において、被災世帯数、人員等を確実に把握したうえで配給品目、数量等を明らかにして、被災者間の不公平が生じないよう適切に実施する。

(3) 生活必需品の内容

被災者に給与又は貸与する生活必需品等は、災害救助法を基準とする。

(4) 生活必需品の調達

本部長の応援指示により、災害対策本部市民部は水防部契約検査室に、大規模小売店舗等の流通業者からの調達を要請する。また、流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者にも協力を要請する。ただし、調達が困難な場合、又はさらに不足するときは、水防部防災課を通じ府及び関係機関等に調達を要請する。

(5) 生活必需品の搬送

調達物資は、食料の搬送と同様に市内小売業者等が避難所等へ直接搬送することを原則とするが、これによりがたい場合は、災害対策本部市民部があらかじめ定めた一時集積所に受入れ、本部長の応援指示により災害対策本部災害援護部が避難人数に応じた配分を行い各避難所等へ搬送する。

資料：予防 - 11 災害発生時の物資等の緊急輸送に関する協定書

(大阪府トラック協同組合豊中市運輸事業部会)

(6) 物資の配給

災害対策部災害援護部は、各避難所に届けられた応急物資を地域各種団体、ボランティア等の協力を得て避難者に配給する。

(7) 生活必需品の供給実施基準

災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」の実施基準に準じて、実施する。

【被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与】

| 項目 | 基準等 | | | | | | | |
|--------|--|---|-------------|----------|----------|----------|----------|----------------------|
| 対象 | 全半壊（焼）流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者 | | | | | | | |
| 費用の限度額 | 区分 | | 1人 世帯 | 2人 世帯 | 3人 世帯 | 4人 世帯 | 5人 世帯 | 6人以上 1人増す毎に 加算 |
| | 全壊 全流失 | 夏 | 円 17,300 | 22,200 | 32,700 | 39,100 | 49,600 | 7,200 |
| | | 冬 | 28,500 | 36,800 | 51,400 | 60,300 | 75,600 | 10,300 |
| | 半壊 床上浸水 | 夏 | 5,600 | 7,500 | 11,300 | 13,700 | 17,500 | 2,400 |
| | | 冬 | 9,000 | 11,900 | 16,900 | 20,000 | 25,300 | 3,300 |
| | （注）夏季（4月～9月） 冬季（10月～3月） | | | | | | | |
| 期間 | 災害発生の日から10日以内 | | | | | | | |
| 備考 | 1 現物給付に限る 2 輸送費、人夫費は、別途計上する | | | | | | | |

第9節 災害時要援護者支援策

《基本的な考え方》

避難や救出の困難さ、避難所生活での困窮等、災害時にさまざまなハンディキャップのある高齢者、障害者や乳幼児等の災害時要援護者への支援を、迅速、適切に実施する。

《対策の体系》

| | |
|------------|---|
| 災害時要援護者支援策 | 1 災害発生直後の災害時要援護者支援策 2 その後の災害時要援護者支援策 |
|------------|---|

《応急対策の分担》

| 実施担当 | 実施内容 |
|---------|--|
| (災害援護部) | 1 在宅要援護者の安否確認に関する事 2 災害情報の提供に関する事 3 居宅、避難所等における福祉ニーズの把握に関する事 4 在宅要援護者の施設への緊急入所に関する事 5 避難所での配慮に関する事 6 在宅福祉サービスの継続的提供に関する事 7 福祉相談窓口の設置及び巡回相談の実施に関する事 |

災害対策本部機構の災害援護部は、被害状況によって本部長が行う応援指示により、平常業務から上記災害業務体制に移行する。

《対策の展開》

1 災害発生直後の災害時要援護者支援策

(1) 重度障害者等の在宅要援護者の安否確認

ア 災害時要援護者の安否確認を豊中市重度障害者等安否確認事業実施要綱にもとづきおこなう必要がある場合は、災害援護部援護班から安否確認実施機関に要請する。

イ 要請を受けた安否確認実施機関は、速やかに当該校区の重度障害者等在宅要援護者の安否確認を行う。

(2) 福祉ニーズの把握

被災した在宅要援護者が居宅、避難所等においても、福祉サービスが継続的に受けられるよう安否確認とあわせて福祉ニーズを把握する。

(3) 在宅要援護者の施設への緊急入所

居宅、避難所等では生活ができない障害者等の在宅要援護者については、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設への緊急一時入所の措置を行い、市内の施設では不足する場合は、府に対し広域応援を要請する。

(4) 避難所での災害時要援護者等への配慮

避難所等に避難した高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等の健康状態等を把握し、スペースの確保や必要な生活必需品等の支給等に配慮する。

(5) 災害情報の提供

関係団体、ボランティア等の協力を得て、障害者や外国人等の災害時要援護者に対して、災害情報の提供を行う。

ア 手話通話者等のボランティアを要請し、障害者に対する支援体制を確立する。

イ ラジオ、テレビ放送、広報紙、広報車等のさまざまな媒体を利用することにより、また障害者等の支援団体に情報を提供することにより、視聴覚障害者に確実に情報が伝達されるよう配慮する。

ウ 国際交流団体や外国人等の支援団体に情報を提供することにより、日本語を解さない外国人に確実に情報が伝達されるよう配慮する。

2 その後の災害時要援護者支援策

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

ア 被災した障害者等の要援護者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等在宅福祉サービスを提供する。

イ デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、障害者等の災害時要援護者に対する福祉サービスの継続的な提供を行う。

(2) 福祉全般の相談窓口の開設

高齢者や障害を持つ人等に対しては、地域住民を中心としたきめ細かな援護体制を確立し、早期に相談窓口を開設する。

(3) 情報提供

関係団体やボランティア等の協力を得て、要援護高齢者、障害者等に対する居宅、避難所及び応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

(4) 巡回相談の実施

避難所を定期的に巡回し、保健・福祉に関する相談窓口を開設し、避難所周辺の住民も含めた相談業務を行うとともに、地域の保健・福祉ニーズの把握に努める。

第 10 節 災害医療・防疫・保健衛生対策

《基本的な考え方》

浸水等による生活環境の悪化を防止するため、迅速かつ的確に防疫活動及び保健衛生活動を実施する。

《対策の体系》

| | |
|----------------|---|
| 災害医療・防疫・保健衛生対策 | 1 災害医療 2 浸水家屋等の消毒 3 防疫・保健衛生活動 4 食品衛生監視活動 |
|----------------|---|

《応急対策の分担》

| 実施担当 | 実施内容 |
|----------|--|
| 水防部浸水処理隊 | 1 浸水家屋などの消毒に関する事 |
| (医療救護部) | 1 医療救護班の派遣に関する事 2 被災地での環境衛生の確保、感染症の予防等の実施に関する事 3 食中毒の防止及び食中毒発生時の対応に関する事 4 被災者のメンタルケアに関する事 |
| 消防部 | 1 応急救護所の開設に関する事 |

災害対策本部機構の医療救護部は、被害状況によって本部長が行う応援指示により、平常業務から上記災害業務体制に移行する。

《対策の展開》

1 災害医療

(1) 応急救護所の設置

災害の状況により、負傷者が多数発生している災害現場直近に応急救護所を設置する。

(2) 医療救護班の編成

災害対策本部医療救護部（市立豊中病院）により編成し、1班あたり、医師2人、保健師又は看護師2人、事務員1人の計5人とし、医師が班長となる。

(3) 医療救護班の派遣要請

市の医療救護班のみでは応急対策が困難な場合は、豊中市医師会、府等に医療救護班の派遣を要請する

(4) 医療救護班の受入れ等

災害対策本部医療救護部は、応援医療救護班の受入れを行い、医療救護所及び応急救護所等への配置調整を行う。

また、応援医療救護班は、医療救護部の指揮のもとで活動する。

(5) 後方医療機関への搬送

災害対策本部医療救護部は、被災地域内において医療を確保することが困難な場合は、被災区域外の医療施設に後方医療活動を要請する。

(6) 後方医療機関

府地域防災計画により指定された「災害医療協力病院」は、市災害医療センター（市立豊中病院）等と協力し、医療救護所等の後方医療機関として、患者を受け入れる。

資料：地震応急 - 16 災害医療センター等一覧表

2 浸水家屋等の消毒

災害により感染症発生のおそれがあるときは、排水作業が完了した地区の浸水家屋等から順次消毒作業を市内関係業者と連携して開始する。

3 防疫・保健衛生活動

(1) 基本的な取り組み

必要に応じて本部長は災害対策本部医療救護部に応援を指示し、被災地での環境衛生の確保、感染症の予防等を実施するため、次の防疫措置をとる。

ア 被災地及び避難所の衛生確保

イ 無症状病原体保有者の早期発見・治療

(2) 活動内容

災害対策本部医療救護部は、避難所責任者、自治会等の住民組織、豊中保健所等からの報告のほか、自らの調査に基づき、被災地、避難所等の衛生状態を把握し、実情に応じて豊中保健所の指導のもと対策活動を実施する。

ア 被災地等の消毒

(ア) 下痢患者、有熱患者が多く発生している地域

(イ) 避難所のある地域

(ウ) 浸水などで衛生条件が良好でない地域

イ 防疫調査・健康診断

豊中保健所、豊中市医師会等の協力を得て、被災地・避難所での防疫調査・健康

診断を実施し、感染症等の患者又は保菌者が発見された場合は、本部及び豊中保健所に報告するとともに、豊中保健所の指示に基づき適正な措置をとるとともに、防疫調査を強化する。

ウ 避難所の衛生確保

避難所において、避難所責任者、避難所自治組織の代表者の協力を得て、定期的な消毒、飲料水の水質検査・改善等を実施する。

エ 予防接種

予防接種法第6条に基づき臨時の予防接種を府との緊密な連携のもと実施する。

4 食品衛生監視活動

(1) 食中毒の防止

必要に応じて本部長は災害対策本部医療救護部に応援を指示し、豊中保健所と協力して食品の取り扱い状況や容器の消毒など衛生状態の監視、改善のための活動を実施する。

(2) 食中毒発生時の対応方法

食中毒患者が発生した場合、府が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因の調査と被害の拡大防止に努める。

第 1 1 節 行方不明者の搜索・遺体安置場所等の 確保及び事後の処置

《基本的な考え方》

災害により行方不明者、死者が一時的に集中して多数発生した場合は、厚生労働省防災業務計画(平成8年1月10日厚生省総第2号)及び大阪府広域火葬計画に基づき、警察、消防署、医療関係機関、葬儀業者等との協力のもとに的確に対応し、社会の秩序と人心の安定を図る。

《対策の体系》

| | |
|--------------------------------|--|
| 行方不明者の搜索・遺体安置場所等の確保及び 事後の処置 | 1 行方不明者の搜索 2 遺体の処置 3 遺体の火葬 4 埋葬等の実施基準 |
|--------------------------------|--|

《応急対策の分担》

| 実施担当 | 実施内容 |
|----------|---------------------|
| (災害援護部) | 1 遺体に対する必要措置に関すること |
| (医療救護部) | 1 遺体の検案の協力に関すること |
| 消防部(消防団) | 1 行方不明者、遺体の搜索に関すること |

災害対策本部機構の災害援護部及び医療救護部は、被害状況によって本部長が行う応援指示により、平常業務から上記災害業務体制に移行する。

《対策の展開》

1 行方不明者の搜索

(1) 行方不明者の搜索体制

ア 行方不明者の搜索にあたっては、救助活動に引き続いて災害援護部災害援護総務班が消防部、警察等と消防団、地域住民が協力して実施する。また、動員物資補給部に職員の動員を要請し、職員の動員体制を確立する。

イ 行方不明者や搜索された遺体については、間違いのないようにリストに整理する。

ウ 行方不明者が多数の場合には、本部に窓口を設置して、手配・処置等の円滑を図

る。

エ 搜索の困難な場合は、府に応援を求める。

(2) 遺体を発見した場合の措置

ア 遺体を発見した場合は、速やかに警察署に連絡する。

イ 遺体は医師による検案、警察官による検視（見分）を行った後、遺族等に引き渡す。

ウ 遺体の保存、身元確認のため、葬儀業者の協力を得て必要な処置をする。

エ 遺体の身元確認に時間を要したり、死亡者多数のため短時間に対応できない場合、市の施設等を使用し、火葬まで保存する。

オ 身元不明遺体については、警察署等に連絡のうえ、人相、着衣、所持品、特徴などの掲示又は手配を行い、検視（見分）後遺留品等を保存しておく。

2 遺体の処置

(1) 遺体の処置方法（資料：地震応急 - 18「災害時の葬祭業務の委託に関する覚書」）に基づき以下の範囲内において行う。

ア 遺体の安置所の設営

イ 棺（付属品を含む）の調達

ウ 納棺又は火葬に至るまでの業務

(2) 遺体の身元確認

ア 身元が確定した遺体については、速やかに安置所に搬送して、遺族に引き渡し、必要な手続きのうえ火葬する。

イ 身元が確定しない遺体については、警察官から検視調書を受け、その後行旅死亡人として取り扱う。

(3) 遺体安置所

遺体の安置所は、公共施設（千里体育館）等の中から災害状況に応じて選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。

3 遺体の火葬

(1) 火葬相談窓口の開設

遺体の火葬に関する相談窓口を開設する。

(2) 遺体の火葬方法

ア 本部は、特例（火葬）許可証を交付する。

イ 収容限度を超過した場合又は、現火葬場の運営ができない場合は府に応援を要請する。

ウ 遺体の搬送に必要な車両は、葬儀業者に要請を行い、不足の場合は、府に応援を要請する。

4 埋葬等の実施基準

災害救助法による基準に準じて実施する。

【埋葬】

| 項目 | 基準等 |
|------------|--|
| 対象 | 災害の際、死亡した者についての死体の応急的処理 |
| 費用の 限度額 | 大人 1体当たり 193,000円以内 小人 1体当たり 154,400円以内 |

【死体の搜索】

| 項目 | 基準等 |
|------------|-----------------------------------|
| 対象 | 災害により現に行方不明で、四囲の事情により死亡している推定される者 |
| 費用の 限度額 | 通常の実費 |

【死体の処理】

| 項目 | 基準等 |
|------------|--|
| 対象 | 災害の際、死亡した者についての、死体に関する処理 |
| 費用の 限度額 | 1 死体の洗浄・縫合・消毒等の処置費用：1体につき 3,300円以内 2 死体の一時保存：施設借上費は通常の実費 既存建物を利用できない場合 5,000円以内 3 検案：通常は救護班が行うので、特別に費用は要しないが、救護班によらない場合は、慣行料金の額以内 |

第 1 2 節 住宅応急対策

「第 3 編 災害応急対策 第 1 部 地震災害応急対策計画の第 4 章 第 2 節」を準用する

第 1 3 節 道路の応急復旧等

《基本的な考え方》

災害により、道路等交通施設に被害が発生したとき、各管理者は交通の安全と施設保全及び被災地における交通確保のため、迅速に応急措置を講ずる。

《対策の体系》

| | |
|----------|--|
| 道路の応急復旧等 | <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急交通路等の道路啓開 2 道路啓開作業等の実施手順 3 道路上等の災害廃棄物の処理 |
|----------|--|

《応急対策の分担》

| 実 施 担 当 | 実 施 内 容 |
|------------|--|
| 各道路管理者 | 1 道路復旧、啓開に関する事 |
| 水防部道路隊 | <ol style="list-style-type: none"> 1 市管理道路等の応急復旧に関する事 2 緊急交通路・交通規制情報の収集に関する事 3 道路上等の災害廃棄物の処理に関する事 4 道路復旧、啓開に係る資機材等の調達に関する事 |
| 水防部広報班 | 1 緊急交通路・交通規制情報の広報に関する事 |
| (廃棄物対策部) | 1 災害廃棄物の収集・処理に関する事 |

災害対策本部機構の廃棄物対策部は、被害状況によって本部長が行う応援指示により、平常業務から上記災害業務体制に移行する。

《対策の展開》

1 緊急交通路等の道路啓開

災害時において、道路交通及び市民の日常生活を阻害する土砂、流木などの物件の除去については、市及び道路、河川管理者等が豊中建設業協会等の協力を得て実施する。

ア 作業時における障害物除去の対象はおおむね次のとおりとし、関係者と連絡のうえ行う。

(ア) 住民の生命・財産等の保護のため除去を必要とする場合

(イ) 河川はん濫、護岸決壊等の防止その他、水防活動の実施のため除去を必要とする

る場合

- (ウ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (イ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

イ 災害救助法の基準による住家の障害物の除去対象となるのは次のとおりである。

- (ア) 当面の日常生活が営みえない状態にあるもの
- (イ) 居間、炊事場等日常生活に支障をきたす状態にあるもの
- (ウ) 住家が半壊又は床上浸水したもの
- (イ) 自らの資力でもって、障害物の除去ができないもの
- (オ) 原則として、災害により直接被害を受けたもの

2 道路啓開作業等の実施手順

(1) 啓開・復旧等の作業の指示

市の管理する道路については水防部道路隊が、啓開・復旧等の作業範囲を決定したうえで、豊中建設業協会等の協力を得て実施する。なお、市の管理外の道路にあっても、本部が必要と認めた場合は、啓開作業を実施する。

(2) 道路啓開作業用資機材等の調達

水防部道路隊は、資機材等を保有する豊中建設業協会等に要請する。それでも、なお不足する場合は、水防部防災課を通じ、府又は他市町村へ応援を要請する。

3 道路上等の災害廃棄物の処理

災害発生直後においては、道路上の障害物と混在して家屋の倒壊・焼失等から生じる災害廃棄物（家具、廃材等）が搬出・集積されることが予想され、緊急通行車両の通行及び応急活動への障害を排除する範囲で、水防部道路隊と本部の応援指示により災害対策本部廃棄物対策部とが協力して収集・処理する。（「第4章第14節 廃棄物処理対策」参照）

また、処理する災害廃棄物の内容等によっては、必要に応じて警察官等に立会いを要請するとともに、写真撮影等を行い、事後の対応策を講じる。

第 1 4 節 交通輸送

第 1 鉄軌道施設の応急復旧

《基本的な考え方》

鉄軌道施設の管理者は、都市機能を確保するため速やかに交通機能の維持回復に努める。

《対策の体系》

| | |
|------------|--|
| 鉄軌道施設の応急復旧 | 1 災害時の活動体制 2 情報連絡体制 3 鉄軌道施設の応急復旧 |
|------------|--|

《応急対策の分担》

| 実施担当 | 実施内容 |
|---------------------------------------|---|
| 阪急電鉄株式会社 北大阪急行電鉄株式会社 大阪高速鉄道株式会社 | 1 災害時の活動体制の確立に関する事 2 被害情報の収集及び連絡に関する事 3 災害の復旧及び輸送の確保に関する事 |

《対策の展開》

1 災害時の活動体制

鉄軌道施設の管理者は、災害が発生した場合には被害を最小限度にとどめ、速やかな応急復旧にあたるため、必要に応じて災害対策本部等の活動体制を確立し、輸送の確保に努める。

2 情報連絡体制

運行状況、復旧状況、今後の見通しなどを市災害対策本部等関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

3 鉄軌道施設の応急復旧

線路、保安施設、通信施設など、列車等の運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。また、被災状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

第2 緊急輸送のための交通確保

《基本的な考え方》

緊急物資の供給等を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。また、警察、道路管理者は相互に連携して、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

《対策の体系》

| | |
|--------------|--|
| 緊急輸送のための交通確保 | 1 道路交通網の確保 2 緊急輸送体制の確立 3 交通規制の実施 |
|--------------|--|

《応急対策の分担》

| 実施担当 | 実施内容 |
|-----------|--|
| 水防部道路隊 | 1 交通規制の実施に関する事 2 交通路の確保に関する情報交換及び協力体制の確立に関する事 3 交通路の選定に関する事 4 交通路の確保に関する事 5 道路交通の確保に関する事 |
| 水防部輸送隊 | 1 人員及び資材の輸送に関する事 |
| (動員物資補給部) | 1 人員・輸送車両の確保・運用に関する事 2 輸送需要の把握に関する事 |
| (災害援護部) | 1 食料及び物資の輸送に関する事 |
| 消防部 | 1 消防用緊急通行車両の通行確保に関する事(現場に警察官がない場合) |

災害対策本部機構の動員物資補給部及び災害援護部は、被害状況によって本部長が行う応援指示により、平常業務から上記災害業務体制に移行する。

《対策の展開》

1 道路交通網の確保

(1) 道路交通網の確保

道路の応急復旧等による交通路の確保を行うとともに、水防部道路隊は、大阪府公安委員会や警察等と密接に連絡・調整を図りつつ、一般車両に対する自粛等を含めた交通規制を実施する。

(2) 交通路の確保

水防部道路隊は、道路等の被害状況等を踏まえ、国・府等の道路管理者や警察と協議し、輸送ルートを選定するとともに、障害物の除去等による応急復旧を進め、安全な交通路を確保する。

ア 道路等の被害状況を把握し、警察等と協議を行い、必要な交通路を選定する。

イ 障害物の除去及び応急復旧等を行い、交通路を確保する。

2 緊急輸送体制の確立

(1) 水防部内への人員及び資材の輸送は、水防部輸送隊が行うが、必要に応じて各部の応援を要請する。

(2) 人員・輸送用車両等の確保・運用

災害の状況により、本部長の応援指示があった場合、災害対策本部動員物資補給部は、緊急に必要な物資等の輸送需要に対応する必要な人員、輸送用車両及び燃料を確保する。また、被害が甚大で、職員や市有車両等で対応できない場合は、関係機関や民間事業者に協力を要請する。

ア 必要人員を見積り、職員を中心とする要員を確保するとともに、人員が不足する場合は関係機関等に協力を要請する。

イ 必要車両を見積り、市有車両を確保するとともに、運送会社等の民間事業者に協力を依頼し、車両を調達する。

ウ 輸送用車両の効率的運用を図るため、動員物資補給部が一元的な管理を行う。

(3) 緊急輸送の実施

災害の状況により、本部長の応援指示があった場合、災害対策本部災害援護部は、人員や車両等の確保状況を踏まえて救援物資等の輸送を実施する。

ア 救援物資等を食料・日用雑貨、衣料等に分類して保管し、配分を行うための物資輸送方針を決定する。

イ 道路事情等によりバイク・自転車等を活用した輸送を行う。

(4) 連絡・協力体制の確立

水防部道路隊は、交通路の確保や迂回ルートを選定にあたり、各道路管理者や警察との情報交換、周辺市町を含む広域圏との協力体制を確立する。

ア 道路管理者相互で交通情報等を交換する。

- イ 警察との間で交通事故・渋滞発生情報等を交換する。
- ウ 道路復旧工事と輸送等救援活動との連絡調整を行う。
- エ 交通情報や自家用車の自粛情報等についての広報を報道機関に依頼する。

3 交通規制の実施

(1) 交通規制の実施

- ア 交通規制は、道路の啓開・復旧活動と十分に調整を図りながら行うが、被災地以外の広域圏においても交通渋滞等を招く可能性があるため、関係機関等と緊密に連絡をとり実施する。また、交通の誘導や適切な情報提供を行い、混乱を防止する。
- イ 交通規制を行うときは、その内容を立て看板、報道機関等を利用し広報する。ただし、緊急のため既定の標識を立てることが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示するとともに警察官等が現場において指導にあたる。
- ウ 災害対策基本法に基づき交通規制が実施された場合、現場に警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、それぞれの運転する緊急通行車両の通行を確保するため、必要な措置をとることができる。

(2) 通行禁止区域における措置命令

【交通規制の実施者】

| 実施責任者 | 範 囲 | 根 拠 法 |
|-------|---|-------------------------|
| 道路管理者 | 1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合 | 道路法 第46条第1項 |
| 公安委員会 | 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるとき | 災害対策基本法 第76条第1項 |
| | 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため | 道路交通法 第4条第1項 |
| 警察署長 | 道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの | 道路交通法 第5条第1項 |
| 警察官 | 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合、道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合 | 道路交通法 第6条 第2項、第4項 |

【通行禁止区域における措置命令実施責任者】

| 実施責任者 | 範 囲 | 根 拠 法 |
|-------------|---|-------------------|
| 警察官 | 1 通行禁止区域内において緊急車両の通行妨害車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる 2 措置命令に従わないときまたは相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を移動する等、必要な措置を講ずることができる | 災害対策基本法 第76条の3 |
| 自衛官 消防吏員 | 1 警察官が現場にいないとき、上記措置を自ら行うことができる | |

(3) 道路交通の確保対策

水防部道路隊は、次のとおり道路交通の確保対策を行う。

- ア 道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、その現状を把握し現地においてパトロールを強化する。
- イ 災害箇所については、水防部道路隊において優先順位の高いものから、応急復旧措置を行うものとする。
- ウ 近畿地方建設局大阪国道事務所高槻維持出張所、府土木事務所、警察署、水防部道路隊は、災害時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換する。

(4) 交通規制情報の周知

- ア 水防部広報班及び水防部道路隊は、交通規制状況等を十分に市民に周知徹底させるため、報道機関による広報、主要地点での掲示等を行う。
- イ 緊急交通路・交通規制対象路線の情報収集と広報を行う。
- ウ この情報は水防部広報課により市民に広報する。

第 1 5 節 廃棄物処理対策

第 1 一般廃棄物（生活系ごみ）の処理

《基本的な考え方》

災害が発生した場合、被害の状況を的確に把握し、迅速に臨時ごみ処理計画を策定し、計画に基づいて、排出された生活系ごみを迅速にかつ確実に収集処理し、被災地の環境衛生の万全を期する。

《対策の体系》

| | |
|-----------------|---|
| 一般廃棄物（生活系ごみ）の処理 | 1 被害状況の把握 2 中間処理施設の受入状況の把握 3 最終処分の受入状況の把握 4 仮置場設置の検討 5 臨時ごみ処理計画の策定 6 臨時ごみ処理計画を実施する上での人員及び機材の状況把握 |
|-----------------|---|

《応急対策の分担》

| 実施担当 | 実施内容 |
|----------|--|
| （廃棄物対策部） | 1 廃棄物対策総務班、業務班の人員及び機材の状況確認に関する事 2 校区（地区）別被害状況の確認に関する事 3 中間処理施設の受入状況の確認に関する事 4 最終処分の受入状況の確認に関する事 5 臨時ごみ処理計画の策定に関する事 6 臨時ごみの処理日時等の広報に関する事 7 ごみの収集に関する事 |

災害対策本部機構の廃棄物対策部は、被害状況によって本部長が行う応援指示により、平常業務から上記災害業務体制に移行する。

《対策の展開》

1 被害状況の把握

水防部市民情報隊との連絡を密にとり、各校区（地区）ごとの被害状況を把握し、ごみの種別ごとの排出量、地区別優先順位、収集ルートなどを検討する。

2 中間処理施設の受入状況の把握

豊中市伊丹市クリーンランドの被害状況を確認し、処理能力が確保できない場合は、隣接都市の中間処理施設や民間処理施設の受入状況を把握し、可能焼却処理量、破碎・選別処理量及び各処理施設への搬入ルートを検討する。

3 最終処分の受入状況の把握

焼却残灰、破碎選別後の埋立残渣の最終処分先の大阪湾フェニックスに受入量が確保できない場合は、その他民間処分場も含め受入状況を把握し、受入基準、受入可能量及び各施設への搬入ルートを検討する。

4 仮置場設置の検討

1～3の状況を踏まえ、仮置場を設置する必要がある場合は、被害の少ない住宅地域を避け、交通渋滞が予想される幹線道路を使用せずに搬入、搬送が可能な中間処理施設に近い未利用地を選定する。

5 臨時ごみ処理計画の策定

収集計画については、分別収集区分、処理優先区域とごみ種、収集ルート、収集回数、ごみ集積場等を定め、仮置場を設置する場合は、設置場所、仮置場ごとのごみ種、その搬入、搬出ルート等を定める。

また、中間処理計画については、ごみ種ごとの処理方法、処理施設、処理量、搬入ルート等について定める。

6 臨時ごみ処理計画を実施する上での人員及び機材の状況把握

災害対策本部環境部の人員の確保状況及び機材の確保状況と、臨時ごみ処理計画を実施する際の必要人員、機材を考慮し、必要に応じて府及び隣接市町、関係団体に応援を要請して実施するとともに民間企業への委託も検討する。

【ごみ処理施設】

| 施設名 | 施設区分 | 所在地 | 電話 | 処理能力 |
|-------------------|--------------|-----------------|-----------|---|
| 豊中市伊丹市 クリーンランド | 焼却処理 施設 | 豊中市 原田西町 2-1 | 6841-5394 | 2000kcal/kg:225t/ 基 × 3 基 = 675t/24h 2800kcal/kg:195t/24h |
| | 粗大ごみ 処理施設 | ” | ” | 回転破碎・機械選別:130t/5h 剪断破碎 : 5t/5h |

第2 し尿の収集・処理

《基本的な考え方》

災害が発生した場合、被害の状況を的確に把握し、迅速に臨時し尿処理計画を策定し、計画に基づいて、避難所を中心に拠点収集を行い、被災地の環境衛生の万全を期する。

《対策の体系》

| | |
|----------|---|
| し尿の収集・処理 | 1 被害状況の把握 2 し尿搬入施設の受入状況の把握 3 臨時し尿処理計画の策定 4 臨時し尿処理計画を実施する上での人員及び機材の状況把握 |
|----------|---|

《応急対策の分担》

| 実施担当 | 実施内容 |
|----------|---|
| (廃棄物対策部) | 1 廃棄物対策総務班、業務班の人員及び機材の状況確認に関する事 2 校区(地区)別被害状況の確認に関する事 3 し尿搬入施設の受入状況の確認に関する事 4 避難所ごとの避難者数の確認に関する事 5 臨時し尿処理計画の策定に関する事 6 し尿の収集に関する事 |

災害対策本部機構の廃棄物対策部は、被害状況によって本部長が行う応援指示により、平常業務から上記災害業務体制に移行する。

《対策の展開》

1 被害状況の把握

水防部情報隊との連絡を密にとり、各校区(地区)ごとの被害状況を把握し、し尿収集世帯の収集計画及び収集ルートを検討する。

2 し尿搬入施設の受入状況の把握

豊中市サニテーションの被害状況を確認し、受入能力が確保できない場合は、猪名川流域下水道原田終末処理場、隣接市等のし尿搬入施設の受入能力を把握し、可能受入総量及び各搬入施設への搬入ルートを検討する。

3 臨時し尿処理計画の策定

(1) 収集計画については処理優先区域、し尿収集世帯及び収集回数等を定める。

(2) 収集したし尿の搬入施設について、搬入施設ごとの受入量及び搬入ルートを決める。

4 臨時し尿処理計画を実施する上での人員及び機材の状況把握

廃棄物対策部の人員の確保状況及び機材の確保状況と、臨時し尿処理計画を実施する際の必要人員、機材を考慮し、必要に応じて府及び隣接市町、関係団体に応援を要請して実施するとともに民間企業への委託も検討する。

【し尿搬入施設】

| 施設名 | 所在地 | 電話 | 処理能力 |
|------------|------------|-----------|--------|
| 豊中市サニテーション | 豊中市原田西町2-3 | 6846-9515 | 25kl/日 |

第3 災害廃棄物の処理

《基本的な考え方》

災害により倒壊した建築物、構築物等が転倒、落下物等による障害物が発生、又は擁壁の倒壊等に伴う、道路上等の障害物の除去並びに、自らの資力でそれらを除去することが困難な者に対して、日常生活が可能な必要最小限の障害物の除去を行う。

《対策の体系》

| | |
|----------|---|
| 災害廃棄物の処理 | <ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の把握 2 仮置場の検討 3 中間処理の受入状況の把握 4 再生利用の受入状況の把握 5 最終処分の受入状況の把握 6 災害廃棄物処理計画の策定 7 災害廃棄物処理計画における障害物等の除去に係る人員及び機材の状況把握 |
|----------|---|

《応急対策の分担》

| 実施担当 | 実施内容 |
|----------|---|
| (廃棄物対策部) | <ol style="list-style-type: none"> 1 校区(地区)別被害状況の確認(一般廃棄物(生活系ごみ)処理担当と連携)に関する事 2 中間処理の受入状況の確認()に関する事 3 再生利用の受入状況の確認()に関する事 4 最終処分の受入状況の確認()に関する事 5 災害廃棄物処理計画の策定に関する事 6 道路上等の障害物の除去に関する事 7 建築物、構築物等が転倒、落下物等による障害物の除去に関する事 8 除去廃棄物等の分別及び搬送に関する事 |
| 水防部道路隊 | <ol style="list-style-type: none"> 1 道路上等の障害物の除去に関する事 |

災害対策本部機構の廃棄物対策部は、被害状況によって本部長が行う応援指示により、平常業務から上記災害業務体制に移行する。

《対策の展開》

1 被害状況の把握

水防部情報隊との連絡を密にとり、各校区（地区）ごとの被害状況から道路上等の障害物、家屋・建物損壊に係る廃棄物量、ガレキ等の発生量等を把握する。

2 仮置場の検討

(1) 1の状況を踏まえ、仮置場の必要面積、場所とごみ種（可燃・不燃廃材、必要に応じて混合廃棄物等）、選別方法・要員・選別後のごみ種・量、搬入、搬出ルートを検討する。

(2) 設置場所は、被害の少ない住宅地域は避け、交通渋滞が予想される幹線道路を使用せずに搬入、搬出が可能な未利用地を選定する。

3 中間処理の受入状況の把握

豊中市伊丹市クリーンランドの被害状況を確認し、処理能力が確保できない場合は、隣接都市の中間処理施設や民間処理施設の受入状況を把握し、可能焼却処理量、破碎・選別処理量及び各処理施設への搬入ルートを検討する。

4 再生利用の受入状況の把握

中間処理及び、最終処分量をできるだけ減量するため、排出源での分別を徹底し、可能な限りリサイクルを行うとともに、廃木材のチップ化再生、植木類のコンポスト化再生、公衆浴場の燃料化の受入状況を把握し、各施設等の搬入ルートを検討する。

5 最終処分の受入状況の把握

焼却残灰、破碎選別後の埋立残渣、及びガレキ類の最終処分先の大阪湾フェニックスへの受入量が確保できない場合は、その他民間処分場も含め受入状況を把握し、受入基準、受入可能量及び各施設への搬入ルートを検討する。

6 災害廃棄物処理計画の策定

(1) 収集計画については、収集区域ごとのごみ種・仮置場ごとの搬入量、収集区分ごとの役割（業者・直営）分担等を定める。

(2) 仮置場設置計画は、ごみ種ごとの設置場所・堆積容量、その搬入、搬出ルート等を定める。

(3) 中間処理計画については、ごみ種ごとの処理方法、処理施設、処理量、搬入ルート等について定める。

(4) 再生利用計画については、再生利用方法、再生施設、再生量、及び搬入ルート等について定める。

(5) 最終処分計画については、中間処理後のごみ種ごとの処分方法、処分施設、処分量、搬入ルート等について定める。

7 災害廃棄物処理計画における障害物等の除去に係る人員及び機材の状況把握

(1) 道路等の障害物等の除去及び建築物、構築物等が転倒、落下物等による障害物等の除去

ア 廃棄物対策部業務班の人員の確保状況、及び機材の確保状況と除去作業を実施する際の必要人員、機材を考慮し、必要に応じて民間企業に委託する。

イ 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最小限度にとどめ、事後の復旧活動に支障とならない範囲とする。

ウ 廃棄物の内容等によっては、必要に応じて警察官等に立会いを要請するとともに、写真撮影等により、事後の対応策を講じる。

(2) 障害物等の除去に必要な機械・器具の調達

建設業者・レンタル業者等の協力を得て、災害時の機械・器具の調達を迅速かつ確実を期するものとするが、調達が不可能な場合は、府を通じて調達する。

(3) 障害物等の除去にかかる作業員の手配

建設業者等において、作業員の確保に不足を来す場合は、府を通じて斡旋を依頼する。

(4) 除去した障害物等の処分

排出源で分別を徹底し、仮置場、処理方法については、災害廃棄物処理計画に基づいて実施する。

第 16 節 ライフラインの応急対策

《基本的な考え方》

災害発生後、ライフラインに関わる事業者はライフラインの被害を早急に調査し、市民が健全な生活が維持できるよう、二次災害防止対策を講じるとともに、迅速な復旧活動に取り組むものとする。

第 1 上水道施設

《対策の体系》

| | |
|-------|--|
| 上水道施設 | 1 緊急措置 2 初動体制 3 発災直後の情報収集及び復旧体制 4 市民への周知 5 応援要請 6 応急復旧の基本方針 |
|-------|--|

《応急対策の分担》

| 実施担当 | 実施内容 |
|-------|--|
| (給水部) | 1 取水・浄水・配水施設の被害調査の実施及び二次災害の防止に関すること 2 受配水量の計画、調整に関すること 3 復旧方法の調整、計画策定に関すること 4 応急復旧資機材の確保に関すること 5 広域応援の要請及び受入れに関すること 6 被害給・配水管等の応急修繕に関すること 7 水道施設の情報収集に関すること 8 市民への周知の計画及び指導に関すること |

災害対策本部機構の給水部は、被害状況によって本部長が行う応援指示により、平常業務から上記災害業務体制に移行する。

《対策の展開》

1 緊急措置

被害を早急に調査し、二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想

される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて警察及び付近住民に通報する。

2 初動体制

職員等の緊急出動による初動体制を確立し、応急復旧の開始に先行した応急給水を、府等との調整及び指示のもとに優先的に実施する。

3 発災直後の情報収集及び復旧体制

水道施設に関する情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し、施設の復旧見通しや応急復旧体制の確立に努める。

4 市民への周知

水道施設の被害状況、供給状況、復旧状況と復旧見通しを水防部に報告するとともに市民に周知する。

5 応援要請

災害の規模によっては、独自で全ての応急復旧体制を整えることが不可能な場合は、北大阪ブロック本部を通じて府に支援を要請し、協定や要請に基づき、他の水道事業者等からの応援を受入れる。

6 応急復旧の基本方針

(1) 取水・導水施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を来すため、その復旧を最優先する。

(2) 浄水施設の復旧活動

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

(3) 管路の復旧計画

復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、予め定めた順位をもとに被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場及び配水場、給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

第2 下水道施設

《対策の体系》

| | |
|-------|--|
| 下水道施設 | 1 緊急措置 2 応急対策及び復旧 3 関連機関への応援要請 4 市民への周知 |
|-------|--|

《応急対策の分担》

| 実施担当 | 実施内容 |
|----------|---|
| 水防部浸水処理隊 | 1 下水道施設における二次災害の防止に関すること 2 下水道施設の被害調査に関すること 3 下水道施設の応急復旧に関すること 4 応援要請の調整に関すること |
| 水防部庶務隊 | 1 広域応援の受入れに関すること |

《対策の展開》

1 緊急措置

下水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、付近住民に通報し、適切な応急措置を講ずる。

2 応急対策及び復旧

(1) 下水道施設の被害調査

処理場・ポンプ場及び主要幹線管渠等重要性の高い施設から調査を行う。

(2) 応急復旧の基本方針

下水道施設は市民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については、復旧の難易度を勘案しながら、緊急性、重要性の高いものから復旧を行う。

(3) 応急復旧方法

ア 処理場

運転を停止した場合、施設機器の調査を行い、早期に処理能力が回復するよう復旧を行う。

イ 管渠

流下能力の確保、道路の陥没や雨水による浸水など二次災害発生の防止が最優先

であり、危険箇所の早期把握と緊急度を評価し、応急復旧措置を講ずる。

ウ 排水設備

市民からの修理相談の受け付け窓口を設置し、施工業者の紹介などを行う。

3 関連機関への応援要請

災害が発生した場合において、当市の体制では万全な応急対策が不可能と判断される時は、豊中建設業協会及び豊中市公認管工事協同組合等への応援要請を行うとともに、水防部危機管理室を通じて府、他市町村、関係機関に応援を要請する。

4 市民への周知

水防部庶務隊は水防部広報班を通じ、被害状況、復旧状況と今後の見通しを報道機関等に伝達・広報し、市民への周知を図る。

第3 電力供給施設

《対策の体系》

| | |
|--------|---|
| 電力供給施設 | 1 体制の確立 2 被災者・施設の応急処置 3 応急復旧 4 連絡先 |
|--------|---|

《応急対策の分担》

| 実施担当 | 実施内容 |
|-------------------|--|
| 関西電力株式会社 三国営業所 | 1 体制の確立に関すること 2 被災者・施設の応急処置に関すること 3 応急復旧に関すること |

《対策の展開》

1 体制の確立

風水害が予想される場合、速やかに非常対策本部を設置し、被害の未然防止、軽減及び迅速かつ確実な復旧を図るとともに安全の確保、サービスの維持に努める。

2 被災者・施設の応急処置

病院、収容避難施設、重要交通機関、市役所等の重要施設への電力供給を優先的に確保することを原則とした応急処理をする。

3 応急復旧

「非常災害時の手引き」に基づき、電力供給の確保及び公衆保安確保を主眼として、応急復旧する。

4 連絡先

| 事業所名 | 〒 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|----------|--------------------|--------------|
| 三国営業所 | 532-0005 | 大阪市淀川区三国本町 2-13-31 | 06-6391-1061 |

第4 ガス供給施設

《対策の体系》

| | |
|--------|-----------------------|
| ガス供給施設 | 1 目的 2 ガス施設の災害応急対策 |
|--------|-----------------------|

《応急対策の分担》

| 実施担当 | 実施内容 |
|------------------------------|--|
| 大阪ガス株式会社 導管事業部 北東部指導官部 | 1 情報の収集・伝達及び報告に関すること 2 災害対策の実施に関すること 3 通信情報連絡体制に関すること 4 ガス漏れ及び爆発事故の協力体制に関すること |

《対策の展開》

1 目的

災害発生時に大阪ガス株式会社は、被害の拡大を防止し、ガスの製造供給体制の万全を期すため、災害時の組織動員、情報の収集・伝達、災害の広報、通信連絡その他応急対策等を次のとおり実施するものとする。

2 ガス施設の災害応急対策

災害発生時には、ただちに災害対策本部を設置し、地域防災機関と密に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

(1) 情報の収集・伝達及び報告

ア 通信連絡

災害発生時による有線回路の不通事態を予測し、社内無線回路により主要事業所間の通信確保及び事業所管内の諸状況を把握する。

イ 被害状況の連絡、報告

各事業所は所管施設及び管内顧客施設の受けた被害状況を所定の経路により本社へ報告する。また、専用電話等により府・市の災害対策本部及びその他の防災関係機関へ緊急連絡を行う。

(2) 災害対策の実施

ア 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

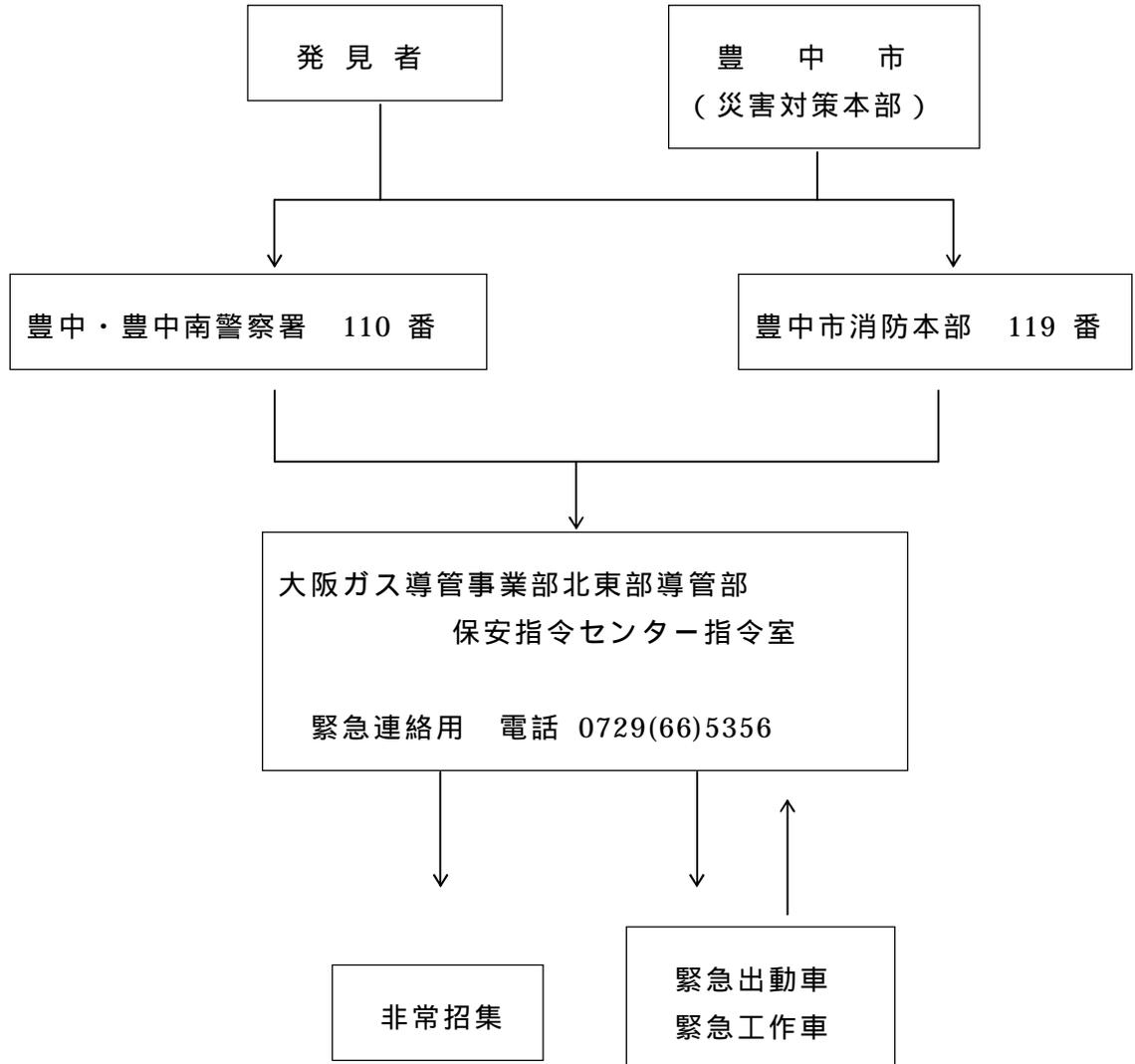
イ 応急対策

災害による事故発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講じる。

ウ 応急復旧対策

供給施設の災害復旧については、被害の程度に応じた応急修繕を行い、速やかにガス供給を再開する。

(3) 通信情報連絡体制



(4) ガス漏れ及び爆発事故の協力体制

ガス漏れ及び爆発事故等による災害の発生のおそれのある場合の発生防止又は、災害が発生した場合の被害の軽減を図るための初動、相互連絡及び処理体制等については、市消防本部との間に締結した「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」に基づき実施するものとする。

第5 電気通信施設

《対策の体系》

| | |
|--------|---|
| 電気通信施設 | 1 電話施設 2 情報連絡 3 災害対策本部との非常時の連絡強化 4 非常災害準備体制 5 非常災害対策用緊急通信線の確保 |
|--------|---|

《応急対策の分担》

| 実施担当 | 実施内容 |
|----------------|---|
| 西日本電信電話(株)大阪支店 | 1 輻輳緩和、重要通信の確保等の緊急措置に関すること 2 災害対策本部の設置に関すること 3 通信の確保と応急復旧に関すること 4 災害広報に関すること |

《対策の展開》

災害の発生に際し、西日本電信電話株式会社は通信の円滑を図るため、次のとおり応急対策を講ずるものとする。

1 情報連絡

災害発生時の情報連絡において大阪支店並びに豊中営業所の加入地域内で、行政地域が豊中市に属する地域については、豊中市水防本部に対し大阪支店を一元的に情報連絡の窓口とする。

| | |
|-----|---|
| 所在地 | 大阪市北区堂島3 - 1 - 2 NTTテレパーク堂島第2ビル 西日本電信電話(株) 大阪支店 設備部 災害対策室 電話06(4795)3355 |
|-----|---|

2 災害対策本部との非常時の連絡強化

豊中市水防本部が設置された場合は、通信災害状況、疎通状況及び応急復旧計画等の連携を強化し万全を図る。

3 非常災害準備体制

非常災害が発生し、又は発生するおそれがあると判断される場合は、その段階より速やかに準備対策をとる。

(1) 災害対策本部の設置

災害の発生が予測される場合には、大阪支店に災害対策本部を設置し、災害予防準備、警戒、情報連絡、通信施設の復旧活動等諸般の災害対策を確立し、災害発生時には通信設備の復旧と通信の疎通を図る。

(2) 災害情報連絡室の設置

非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その規模及び情勢により災害対策本部の設置を必要としないとき、大阪支店に災害情報連絡室を設置し、情報連絡等を行う。なお、災害の状況によっては、災害対策本部への諸準備を行う。

4 非常災害対策用緊急通信線の確保

豊中市水防本部長から緊急通信の提供の要請に基づき、でき得る限り速やかにこれに応ずるものとする。

(1) 非常疎通活動

非常災害に際し、通信施設に被害を被り通信回路に故障が生じたときは、上部機関に連絡し災害用移動無線車等の災害応急復旧用機器及び資材により、当該設備の復旧を速やかに行い、疎通に努める。

(2) 利用の制限措置

通信輻輳、電源の全面的維持の困難及び回線の故障等のため利用の制限措置が必要な場合、法令に従って規制する。その際、豊中市災害対策本部に連絡を行う。

第 1 7 節 義援金品の受付・配分

《基本的な考え方》

災害の発生に伴い、市民及び全国から被災者あてに寄託された義援金品は、迅速かつ適切に被災者に配分するものとする。

《対策の体系》

| | |
|------------|--|
| 義援金品の受付・配分 | <ol style="list-style-type: none"> 1 義援金品の受入れ 2 義援金 3 用途を指定された義援金 4 義援物資の受入れ |
|------------|--|

《応急対策の分担》

| 実 施 担 当 | 実 施 内 容 |
|---------|---|
| (市民部) | <ol style="list-style-type: none"> 1 義援金(市寄託分)の受入れ及び出納に関する事 2 義援物資(市寄託分)の受入れ、保管に関する事 3 義援金(市寄託分)の支給に関する事 |
| (総括部) | <ol style="list-style-type: none"> 1 義援金(市寄託分)の受入れに関する事 |
| (災害援護部) | <ol style="list-style-type: none"> 1 義援物資(市寄託分)の配分に関する事 2 義援金の配分に関する事 |

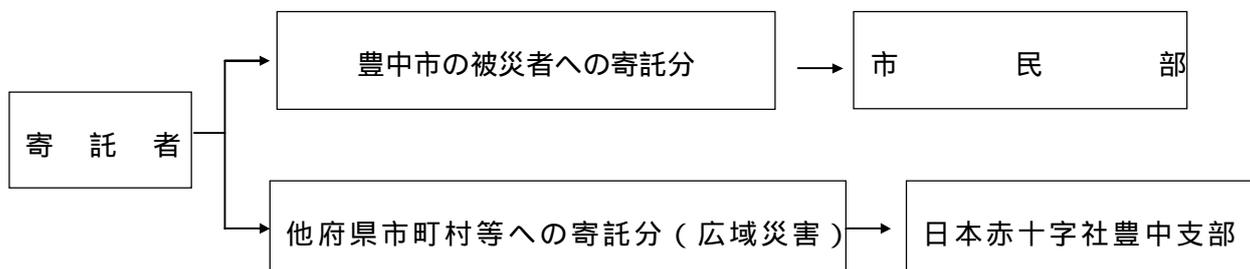
災害対策本部機構の市民部、総括部及び災害援護部は、被害状況によって本部長が行う応援指示により、平常業務から上記災害業務体制に移行する。

《対策の展開》

1 義援金品の受入れ

市への義援金品は、以下に示す経路により市に寄託され、災害対策本部市民部及び総括部が担当する。

【義援金品の受入れ経路】



2 義援金

(1) 受 入

ア 市に寄託される義援金は、受付窓口を開設する。

イ 市の被災者に対するものは、市民部で受付ける。

ロ 他府県市町村等への寄託分（広域災害）は日本赤十字社豊中支部で受付ける。

エ 広域的に寄せられることに備えて市指定金融機関に専用口座を設置する。

オ 義援金の受付に際しては、受付記録を作成する。

資料：様式 - 11 「義援金受領書」

資料：様式 - 12 「災害関連寄付金・義援金受付名簿」

(2) 保管・管理

義援金は、被災者に配分するまでの間、専用口座を設置した市指定金融機関で保管する。

(3) 配 分

水防部危機管理室は、豊中市社会福祉協議会、日本赤十字社豊中支部の関係機関等の参画により義援金の配分委員会を設置し、以下の項目について協議、決定する。

ア 義援金の適切な用途法

イ 義援金の適性な配分方法

ロ 義援金の用途についての寄託者及びマスコミ等への周知方法

(4) 配分の実施

配分委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、迅速に配分基準を決め、市民部は、早期に配分を実施する。

3 用途を指定された義援金

寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受付けた部局は、自己の責任において処理することとする。

4 義援物資の受入れ

義援物資は市民部が受け、保管し、災害援護部援護班が配分・輸送する。